



孤立と差別：永住帰国した中国残留日本人孤児の家族・社会関係

柘, 岩
浅野, 慎一

(Citation)

神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要, 4(2):171-192

(Issue Date)

2011-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81002994>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81002994>



孤立と差別 —永住帰国した中国残留日本人孤児の家族・社会関係—

The Isolation and discrimination : The Family and Social Relations of Permanent Returnee Japanese from China

佟岩* 浅野慎一**
TONG Yan * ASANO Shinichi **

要約：本稿の課題は、日本に永住帰国した中国残留孤児が織り成す社会諸関係、およびその問題点を明らかにすることにある。残留孤児の家族は日本帰国後、家族と近隣の帰国者に閉ざされた社会関係の中で生活してきた。彼らは数々の問題に直面してきたが、調査時点では高齢化に伴う家族介護、および子供一家との交流の困難等、新たな問題も発生しつつあった。彼らは、中国と感情面を含む強い紐帯を維持しているが、その交流も断ち切れがちである。そしてこれらの諸問題を生み出す主要因の一つは、日本政府の残留孤児家族に対する政策にある。ボランティア、自立指導員、親族、行政窓口、一般住民等は、問題解決にとって十分な役割を果たしているとはいいがたく、特に自立指導員制度には問題が多い。残留孤児が日本で直面する差別・孤立・疎外は、単なる言葉・文化の壁やそれに根差す偏見だけではない。日本政府の援護政策を貫く理念、および市民社会での公私の境界線・正統性の質が、大きく影響している。そこで残留孤児は、日本の既存の国民国家・市民社会の質に批判的まなざしを培い、一部では近隣の日本人と新たな関係を構築しつつある。

序 はじめに

本稿の課題は、日本に永住帰国した中国残留孤児が織り成す社会諸関係、およびその問題点を明らかにすることにある。

この分野には、少なくとも4つの視点からの研究蓄積がある。

第1は、ボランティア・自立指導員・日本語教師など広義の支援者が、実践や参与観察に基づき、残留孤児と自らの関係、および残留孤児の社会関係やその問題を考察した論稿である。ここには、支援者による菅原(1989)、自立指導員へのインタビューを素材とした朝倉(2000)、アクション・リサーチに基づく箕口(1998)等がある¹⁾。

第2は、特定の地域社会への残留孤児の定着過程の研究である。蘭(2006)は長野県下伊那地方において、行政、自立指導員、親族、ボランティア、地域住民等による受入体制、および帰国者自身の変化を分析し、帰国者が様々な問題を孕みつつ、地域社会に定住してきた過程を明らかにした²⁾。

第3は、残留孤児が創出する社会諸関係をアイデンティティ・ポリティクス、またはパフォーマンス・ヴィティの観点から捉えた研究である。南(2010)は、ある残留孤児の調査に基づき、彼女が日本社会において支配的な「残留孤児」問題の語りとの狭間で葛藤しつつ、多様な形でアイデンティティを表出し、自己の物

語をたえず再構築してきたことを浮き彫りにした³⁾。

第4は、心理学的アプローチである。大坊・中川(1993)は、残留孤児が家族毎に孤立し、現実的な問題解決が難しい上、家族内で否定的感情を極端化させる「圧力釜」効果がみられると述べる。また家族構成員間でも社会適応過程に大きな差があり、家族を越えた関係、外部からの日本人の援助の重要性を指摘する⁴⁾。

これらはいずれも貴重な研究である。ただしいずれも、残留孤児の生活上の必要とそれに基づく主体性の把握という観点が十分に貫かれていないように思われる。支援者・自立指導員、行政等から見て、いかに支援が積極的になされ、または問題が明白でも、それらが残留孤児の生活にとって、どれほどの意義と重みをもつかは別問題だ。アイデンティティの操作や表出が、残留孤児の生活にとってつねに第一義的に重要とも限らない。残留孤児は、支援者等と関係を結び、またアイデンティティを表出するために生きているわけではない。逆に生きるために、必要に基づいて社会関係を創造・改編する。そこで時には、支援者との関係を断ち切り、アイデンティティと無関係に生活の糧を得るための関係を結び、「圧力釜」に籠もって身を守ることこそが、生活に根ざす主体的行為となる局面もありうる。あくまで残留孤児自身の現実生活の生産と再生産を基底におき、それを実現する社会諸関係の

* 龍谷大学講師(非常勤)

** 神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授

(2010年9月30日 受付)
(2011年1月7日 受理)

構造と問題を明らかにすること⁵⁾。これが本稿の目的である。

本稿が素材とする調査は2004年、兵庫県在住の残留孤児・44名を対象に、中国語でのインテンシヴな面接聞き取りで行った⁶⁾。分析に際し、次の3点に留意する。

第1に、日本政府の政策との関係である。本稿の対象者は2004～08年、神戸地裁に国家賠償訴訟を提訴した。その際、「人間どうしの繋がりをもつことが人には不可欠」との立場から、日本政府の政策に起因する被害の一部として、①日本における日本人としての人間関係・社会関係の構築の困難、②中国における人間関係・社会関係との断絶をあげた。また政府が差別解消施策を実施しなかった結果、日本社会で孤独な生活を強いられるとも述べた。被告の国は、これらも「国民が等しく受忍」すべき広義の戦争被害であると主張した⁷⁾。本稿は直接、法的判断を行うものではない。しかし、その前提となる事実を検証する。

第2に、地域的特性である。本稿の対象者は、兵庫県の都市部に住む。蘭(2006)は、長野県下伊那地方において、「中国帰国者の立場から地域社会を映しだしてみると、主役の中国帰国者を真ん中に、行政の窓口、自立指導員、親族、旧満州開拓団関係者、ボランティアが脇を固め、生活の場としての公営住宅、職場、学校があり、それに職場・学校そして近隣などの一般住民が見守るという構図」があり、その中で帰国者は地域社会に「ソフトランディング」してきたと述べる⁸⁾。また「社会(コミュニティ)とのかかわりのなかで生活している人間」を重視する箕口(1998)は、「帰国者の支援ネットワークは量的・質的にも確実に拡がっており、帰国者支援は「コミュニティ・アプローチの先端を歩」んでいると指摘する⁹⁾。しかし結論を先取りしていえば、本稿の対象者の実態は、こうした楽観的な見方とは全く掛け離れていた。この乖離は主に、前述の研究の観点と方法の違いに基づくと思われる。ただし蘭も指摘する如く¹⁰⁾、都市と農村で差があることも明白である。本稿の見解は、あくまで兵庫県の都市部の、また「帰国者」一般ではなく残留孤児を対象とした事例である。

第3に、残留孤児の社会関係の特質を、安易に「言葉や文化の壁」によるものとみなして思考停止しないことである。もとより言葉や文化の壁は、重要な意味をもつ。しかし差別や孤立を含む社会関係は、それだけでは規定されない。言葉や文化の壁が存在しても、つねに差別や孤立が生じ、その克服が不可能とは限らない。逆に言葉や文化の壁がなくても、差別や孤立は発生しうる。

第1章 家族

ではまず、家族についてみていこう(表1～4参照)。

本稿の対象者は、配偶者との二人暮らしが37名と多い。子供との同居は2名、独居は5名にとどまる。

第1節 配偶者

配偶者の年齢は48～76歳と幅広く分散しているが、60歳代が過半数を占める。女性の残留孤児の配偶者(男性)は、63歳以上の高齢者が特に多い。配偶者の大半は中国籍である。

配偶者の多くは、調査時点では無職である。6名だけが、貿易・空き缶拾いの自営業、クリーニング店・皮革加工の常雇、ゴルフ

表1 家族

		男性	女性	計
同居	本人+配偶者	20	17	37
	本人+配偶者+子供	1	1	2
	独居	2	3	5
子供人数	4～7人	8	12	20
	1～3人	15	9	24
計		23	21	44

資料：実態調査より作成。

場キャディ・食品製造の非正規雇用として就労している。

またほとんどの配偶者は、疾病・障害を抱え、通院している。脳梗塞、糖尿病、喘息、肺気腫、リウマチ、「帰国後の自動車事故の後遺症で寝たきり」等、深刻な疾病・障害に悩む人も多い。高齢者の二人暮らしが多く、家族内での介護は容易ではない。

*「夫は脳梗塞で半身不随。私が付き添わねば、一人でトイレにも行けない。歩行中に倒れたら、私の力で立たせられない。夫の足を上げるだけでも、重くて一苦労だ」

「夫は時々、突然、バーンと倒れ、30分～1時間は意識が戻らない。倒れる時、頭や肩を打つことも多い。私は目が見えないため、夫が倒れても何もできない。夫は認知症もあり、精密検査が必要だが、私は目が見えず、日本語もわからないので、連れて行けない。別居している息子も昼間は仕事で、夫を病院に連れていけない。私はもう死んだ方がましだ」

残留孤児の多くは配偶者に対し、「添い遂げること」、「健康で長生きすること」、「老後の介護」以上の要望をもっていない。これらは、言葉が通じにくい日本で暮らす高齢の残留孤児にとって、切実な要望である。

*「夫は私のために日本についてきてくれた。日本に来なければ、夫は異国生活の苦しみも味あわなかった。だから私から夫への要望は何もない。健康で長生きしてくれれば、それだけでいい。互いに助け合い、晩年を一緒にすごしたいだけだ。夫がそばにいるから中国語で話し合え、孤独を紛らわせる」「妻への要望は、私が病気になった時、そばにいて面倒をみてくれということだけだ。日本で一緒に仲良く暮らしていきたい。年をとると、連れ合いがいなければ孤独だ」

なお対象者のうち5名は永住帰国後に配偶者と死別、2名は離婚を経験している。そこには、日本での生活の苦難、およびジェンダー的差異が垣間見られる。

すなわちまず女性には2名、夫が日本での生活になじめず、また生活の苦難に耐えかね、単身で中国に戻り、中国で死去した孤児がいる。男性の残留孤児には、こうしたケースはみられない。

*「夫は日本に長くいらなかった。彼は中国生まれの中国育ちで、日本になじめなかった。また肝硬変に罹ったこともあり、中国に帰り、中国で死んだ。日本で一度手術をしたが、退院後、生活のために重労働をしなければならず、再発してしまった。夫は私に『病気の私がいるから、お前も仕事で

表2 配偶者の状態

		男性	女性	計
年齢	63～76歳	4	15	19
	48～62歳	17	3	20
現在職業	有職	4	2	6
	無職	17	16	33
国籍	中国籍	19	17	36
	日本籍	2	1	3
健康	問題あり	19	16	35
	通院あり	16	12	28
要望MA	健康長寿	3	3	6
	添い遂げ	4	8	12
	老後の介護	3	1	4
	その他	2	—	2
	なし	10	7	17
計		21	18	39

資料：実態調査より作成。

きず、家賃も払えない』と言ひ残し、中国に帰った」

男性の孤児には2名、離婚したケースがある。来日後の生活の苦難が一因となったようである。

*「前妻は私と中学生・小学生の子供を残し、家出した。来日後、私は言葉がわからず、仕事もなかった。妻が一人で働き、生活を支えた。それで妻は私を軽蔑し、夫婦ゲンカが絶えなかった。妻は中国にいた時、金に執着する人間ではなかった。でも来日して、私達一家は皆、精神的にバランスを崩した。中国でいい暮らしをしていたから、妻は来日して生活が一変して耐えられなかったのだろう。社会的地位も失い、収入も低く、いつも儉約しなければならぬので辛かったと思う」

配偶者が日本で病死した場合、遺族である残留孤児は言葉の壁が一因となり、治療に納得できていない。

*「前妻の死を、私は医療ミスだと思っている。妻は高血圧で入院した。でも1週間も検査してくれず、病院で脳出血の発作を起こして死んだ。私は訴訟を起こそうと思ったが、子供達が『私達は日本語もできず、金もない。病院は金があるから、勝てるわけがない』と反対した。それで泣く泣く諦めた」

なお配偶者と離死別した男性の残留孤児は、その後、中国の親戚や他の帰国者の紹介で見合いをして、中国人女性と再婚している。女性の残留孤児は再婚せず、独居している。

第2節 子供

次に子供である。本稿の対象者には全員、子供がいる。人数は1～7人と多様で、平均3.4人である。子供達の多くはすでに就職・結婚し、対象者と別居している。

第1項 国費同伴帰国と私費呼び寄せ帰国

子供達の状態は、日本政府の国費で帰国したか、私費で帰国したかによって、大きく異なる。

日本政府は残留孤児の永住帰国に際し、国費での同伴帰国を20歳未満・未婚の子供に限定した¹¹⁾。本稿の対象者44名のうち、すべての子供を国費で同伴帰国させ得たのは18名にすぎない。26名は来日後、私費で子供を呼び寄せるしかなかった。なお本稿の対象者の子供は全部で151名で、うち148名が日本に永住帰国した。このうち国費での同伴帰国は73名、私費帰国は75名（同伴16名、呼び寄せ59名）とほぼ拮抗している。

国費・私費の違いは、永住帰国の時期とも深く関連している。

1987年以前に帰国した残留孤児の多くは、すべての子供を国費で同伴帰国させた。彼らは子供の人数が3人以下と少なく、また当時は子供がまだ20歳未満・未婚であることが多かったからだ。いいかえれば子供が未成年で人数も少なく、国費での同伴帰国が可能であれば、残留孤児自身も比較的早く帰国できた。

一方、1988年以降まで帰国が遅れた残留孤児の多くは、子供が3人以上と多く、しかもすでに成人していたため、国費での同伴帰国を認められなかった。

子供を私費で呼び寄せるには、身元保証人の確保が必要とされた。しかしこれは、非常に困難であった。

まずごく一部に、残留孤児夫婦、または同伴帰国した未成年の子供が自ら経済的に自立し、身元保証人になったケースがある。彼らが、帰国後まもない日本で就職するのは容易なことではなかった。病気をおして無理に働き、健康を害した孤児もいる。進学を断念して働いた子供もいる。一度に呼び寄せられる子供の人数も厳しく制限された。自立指導員の中には、子供の来日手続きを手伝う条件として、残留孤児に就労・経済的自立を強制する者も少なくなかった¹²⁾。

*「親（残留孤児夫婦）が経済的に自立しなければ、子供を日本に呼び寄せられない。それが日本政府が決めた規則だ。自立指導員も『子供を呼びたいなら、まず働いて経済的に自立しろ。そうしなければ、呼び寄せの手続きをしない』と言った。それで私達夫婦は帰国の翌年から、日本語もまだできないのに、死ぬほど働いた。子供を呼ぶには複雑な手続きがあり、自立指導員に頼まねばならず、指導員には逆らえなかった。指導員は、『一度に3人の子供は呼べない。2人までだ』と言った。これが日本政府の規則かどうか、わからない。でも指導員にそう言われた以上、私達はすべての子供を呼び寄せるまで、身体を壊しても働き続けるしかなかった」

「私は娘を来日させるため、無理に働くしかなかった。でも、高齢の私が日本で経済的に自立するのは、難しかった。私は自分の身元引受人に何度も頼んだが、今日はいいい、明日はだめと言を左右し、結局、娘の身元保証人にはなってくれなかった。こうして何年間も引き延ばされ、あげくの果てに『あなたが経済的に自立しなければ、娘は呼べない』と言われた。私は怒りを抑え切れなかった。私は身体を壊しても、とにかく娘を呼び寄せるために働くしかなかった」

「同伴帰国した19歳の長女が、長男と次男を呼び寄せる身元保証人になった。長女は日本での進学を諦め、すぐに働いた。自立指導員は『全員が一度に来たら、面倒を見られない』と言い、一度に手続きをしてくれなかった」

大半の残留孤児一家は経済的自立が困難なため、自ら身元保証人にはなれず、肉親や自立指導員、または自分の身元引受人に、子供の身元保証人になってくれるよう依頼するしかなかった。しかし肉親は高齢化して十分な収入がなく、身元保証人になれないことが多かった。自立指導員等も、残留孤児の経済的自立に固執し、子供の身元保証人を容易に引き受けなかった¹³⁾。

*「私達は無職だから、子供の身元保証人は、実姉に頼むしかなかった。でも実姉も収入が少なく、甥と一緒に身元保証人になるしかなかった。そこに至るまでも大変だった。まず自立指導員に子供を呼びたいと電話で言うと、彼は『それなら働け。そうでないと、子供は呼べない』と怒鳴った。市役所の生活保護担当者にも『無職の人は、子供を呼ぶ資格がない』と言われた。夫は市役所の机を叩き、『親が日本に来たのだから、子供を呼ぶのは当然ではないか。子供のことを思うとたまらない』と訴えた。私も『私は病気で仕事ができない。子供を呼んで何が悪いのか。子供のことを思うと頭がおかしくなりそうだ』と言った。その後、指導員に何度も頼み、ようやく手続きをしてもらった。それでも子供達を一度に全部呼び寄せてくれず、何度も分けて手続きさせられた」

「自立指導員に頼むと、『親が経済的に自立して子供の保証人にならねばならない。それが国の規則だ。親が自立しなければ、子供の来日は到底不可能だ』と言われた。それで私達は日本語もわからない中で働いた。でも収入が低すぎて納税証明が出ず、改めて自立指導員に頼み、ようやく子供を呼べた。結果的には保証人は私達でなくてもよかったわけだが、当時、私達は言葉もわからず、指導員に言われたとおりにするしかなかった。それで子供達の来日はとても遅れた」

子供に即してみれば、国費で同伴帰国した子供の多くは、1988年以前に20歳以下（最年少は1歳）で来日した。彼らは調査時点でも、36歳以下（最年少は20歳）と若い。一方、私費で呼び寄せられた子供の多くは、残留孤児よりさらに遅く1991年以降に来日し、しかも来日時にすでに27歳以上（最年長は38歳）、調査時点では37歳以上（最年長は55歳）と高齢である。年長で、しかも来日が遅れた私費帰国の子供達が、日本社会への適応において、特に深刻な困難に直面したことはいうまでもない。

しかも日本政府は、来日後の自立支援においても、国費と私費の子供に明白な差別を設けた。

すなわち国費で同伴帰国した子供達は来日後、残留孤児とともに定着促進センターで4カ月の日本語教育を受け、公営住宅に優先的に入居できた。義務教育の学齢であれば、公立小中学校に編入できた。来日時、日本国籍に変更した子供も多い¹⁴⁾。

これに対し、私費で帰国した年長の子供達は、来日後も一切の公的支援の対象外とされた。就学・就職の支援どころか、最低限

表3 子供の状態

帰国費用別		国費のみ	国費私費	私費のみ	計
子供	同伴のみ	16	—	2	18
	両方	—	21	3	24
	呼び寄せ	—	—	2	2
帰国年次	1976～87年	12	4	2	18
	1988～96年	4	17	5	26
子供人数	4人以上	1	16	3	20
	3人以下	15	5	4	24
子供の問題	来日手続き問題言及	—	15	3	18
	教育問題言及	9	5	2	16
	雇用問題言及	1	10	6	17
	結婚問題言及	5	3	—	8
	関係希薄言及	5	9	5	19
計		16	21	7	44

資料:実態調査より作成。

の日本語教育もないまま、来日直後から自力で仕事を探し、働くしかなかった。国籍を日本に変える機会もなく、過半数が中国籍のままである。永住資格すら取れず、申請中の子供もいる。政府・地方自治体は、私費帰国の子供の人数すら把握していない。

*「私費で呼び寄せた4人の子供は皆、日本国籍を取ろうとしたが、断念した。中国に戻らなければ入手できない証明書や書類を自力で揃えねばならず、諦めるしかなかった」

第2項 子育て・就学をめぐる諸問題

さて帰国後、残留孤児は子供との関係で多くの困難に直面した。まず、子育て・就学をめぐる問題である。

前述の如く、国費帰国の子供はほとんどの場合、義務教育の学齢であれば、日本の公立小中学校に編入した。彼らの多くは比較的順調に日本語を身につけ、学校生活に適応していった。高校・大学等に進学した子供もいる。

とはいえ彼らも日本の学校に入学した当初は日本語がわからず、多大な苦労を経験した。学年を1～2年下げた子供も多い。進学等の資金援助を受けたのはごく一部にすぎず、大半の残留孤児と子供は自力で進学費用を稼がなければならなかった。

*「奨学金もなかったので、私達は息子を高校に進学させるため、毎日残業し、土日祝祭日も休まず働いた。息子も高校時代から毎朝、新聞配達をした。息子は大学に進学したが、やはりアルバイト浸けの4年間だった。彼も本当に頑張った。日本政府は、帰国者の子供が働かなくても、普通の日本人の子供と同様に勉強できる環境を整えてほしかった」

「娘は来日して日本語を学び、1年半後、専門学校に合格した。彼女は入学後も懸命に勉強して4つの資格を取り、卒業式で総代になった。娘は、日本人の学生より何倍も努力した。長男も、勉強面でも経済面でも本当に苦労したが、孤児援護基金が30万円提供してくれ、大学に進学できた」

「息子は中学3年で来日して、いきなり3年のクラスに入っ

表4 子供の状態（来日前死去の子供除く）

		帰国経過			性別		計
		国費 同伴	私費 同伴	私費 呼寄	男	女	
永住 帰国 年次	1976～88	51	7	17	36	40	76
	1989～90	6	5	9	8	12	20
	1991～99	16	4	34	26	29	55
帰国 時 年齢	1～21歳	62	4	3	33	36	69
	22～26歳	10	8	16	16	18	34
	27～38歳	1	3	36	17	24	40
	不明	—	—	4	2	2	4
現在 年齢	20～35歳	57	3	14	33	41	74
	37～55歳	16	12	44	34	38	72
国籍	日本	66	10	25	49	52	101
	中国	7	5	34	19	27	46
居 住 地	兵庫県	46	8	46	45	55	100
	その他日本	14	4	8	7	19	26
	中国	11	2	4	13	4	17
	不明・その他	2	1	—	2	1	3
現 職	貿易	15	2	—	10	7	17
	技能職	11	1	4	11	5	16
	事務職	3	2	—	3	2	5
	建築	4	2	4	9	1	10
	製造工	17	7	27	21	30	51
	販売サービス	6	1	3	3	7	10
	その他・不明	1	—	6	1	6	7
	無職	16	—	14	9	21	30
雇用 形態	自営	10	—	1	6	5	11
	常雇	23	3	6	23	9	32
	非正規	18	9	31	18	40	58
	不明	6	3	6	11	4	15
	無職	16	—	14	9	21	30
計		73	16	59	69	79	148

資料:実態調査より作成

た。中学の先生は『高校進学は無理』と言った。でも息子は一生懸命に勉強して県立高校に入った。その年、県立高校に合格した帰国者は2人だけだ。新聞やテレビも取材にきた」

義務教育の学齢で国費帰国しても、就学が認められなかったケースもある。

*「私達は親戚訪問のビザで国費帰国して、日本で永住を申請したので、永住資格が出るまで子供を学校に受け入れてもらえなかった。小学校1年生の娘は2年間不就学で、3年生の3学期にいきなり入った。補講もなく、勉強は大変だった」

日本の学校で、子供がいじめられた残留孤児も多い。

*「長男は下校を妨害され、次男は無理やりプロレスの相手をさせられた。私は、辞書を見ながら連絡帳にそのことを書き

た。翌日、担任の先生が同級生を叱ってくれた。子供達が歩んだ道も平坦ではなかった。学校で『中国人だ』と、よく馬鹿にされ、いじめられた。子供も苦しかっただろう。授業中、社会の教師が息子を話題にとりあげ、『中国は遅れている』と中国蔑視の発言をして、子供が辛い思いをしたこともある。日本の侵略戦争は両国の人民に多大な被害を与え、残留孤児も生み出した。日本の教育は、そのことを教えていない」

「息子は、わけもなく何人もの同級生に殴られた。無理やりトイレに連れ込まれ、殴られたりした。中国式の弁当を学校にもって行くと、同級生に弁当を投げ捨てられ、中にツバを吐かれたこともある。でも息子は、私には何も言わなかった。ある日、先生がうちに謝りにきて、私はびっくりした。同級生に家まで追いかけられ、外出できなかったこともある。窓を開けるのも怖がっていた。同級生が家の外に立ち、子供が外に出たら殴るといふ。娘もそんなことがあった。子供達もずいぶん苦労した。でも誰にそんなことを話せばいいのか。言えば、『それなら中国に帰れ』と言われるだろう。私達はひたすら我慢するしかなかった」

「来日直後、私は知人に息子の理髪をしてもらった。翌日、息子は学校で同級生にからかわれ、もみあいになり、息子の前歯が折れた。担任の先生は同級生を叱った。その同級生の家に行ったが、彼の父親が上半身裸で出て来て、『子供どうしのケンカに親が口を出すな』と言った。後で暴力団員だと分かった。担任の先生もどうしようもなく、結局、私達は自分で治療費を払った。息子は中学でもよくいじめられた。息子も負けずに戦い、殴り合いはしょっちゅうだった。息子は学校嫌いになり、高校に進学せず、就職した。息子は中国にいたら当然、高校に進学していただろう」

来日時、義務教育の学齢を越えていた子供は、就学・進学で明らかな不利を被った。

*「高卒で来日した娘達は、日本で全く学校に行けなかった。娘達は大学進学を望んだが、役所の通訳に『生活保護で暮らしているのに、大学など贅沢だ。すぐ働け』と言われた。娘達は日本での前途を見失った。長女とは連絡が途絶え、次女と三女は家に引きこもっている。娘達の将来が心配だ」

「次男は帰国当時、17歳だった。言葉がわからないので、日本の高校にすぐ入るのは無理だ。でも学齢をすぎているので、中学も入れてくれない。日本語を学ぶ場所もない。本当に困り、目の前が暗くなった。ある時、夜間中学を知り、行かせてみた。本当は夜間中学も、中国で中学を卒業した人は入学できないそうだ。でも特別に入学させてくれた。これでやっと私の次男は救われた。もし夜間中学に出会わなければ、私の次男は、日本で全く教育を受けられなかった」

「長男は16歳で帰国して日本で学年を下げ、中学校を卒業したが、全日制高校に進学させるだけの資力が私達になかった。それで昼間働きながら定時制高校に通った。私達は本当は大学まで進学させたかったし、長男もそれを望んだが、どうしようもなかった。日本の学校や進学についてよくわから

ず、いつも生活がギリギリで考えるゆとりもなかった」

子育ての問題は、就学・進学に関することだけではない。前述の残留孤児夫婦の離婚は、子供に深刻な影響を与えた。

*「息子が高校生の時、うちは離婚のゴタゴタの最中で、息子の進学や悩みの相談にのってやれなかった。夫婦ゲンカの時、息子が私の味方をしたので、妻が息子に包丁を突き付けたこともある。息子は家出して同級生と一緒に暮らし始めた。車を乗り回し、勉強もできなくなり、進学をやめた」

日本語の警告が読めず、事故に遭い、障害を受けた子供もいる。

*「帰国の翌年、息子は学校の友達とプールに行き、飛び込んで首の骨を折り、下半身不随になった。プールには『飛び込み禁止』と書いてあったが、息子はまだ日本語がわからなかった。当時、私も日本語がわからず、お金もなかったので、裁判にも訴えられなかった。息子の介護のため、私も仕事をやめ、無収入になった」

第3項 子供の就労

さて次に、子供の就職・就労についてみよう。

【国費同伴帰国の子供達】

まず国費で帰国した子供の約半数は、貿易・製造等で中国関連の業務、または事務職・技能職に就いている。常雇・自営も約半数を占める。後述する私費帰国者に比べれば、安定している。

中国関連の業務は、中国語や中国との繋がりを生かした就労である。ただしその取引先は出身地の東北地方ではなく、主に上海・厦門・北京・香港等である。

特に男性では、中国に進出した日系企業の営業・技術職、および貿易の自営が多い。中国への長期駐在も多い。「長男は中国で建築会社を自営。次男は大卒後、日本の鉄鋼企業に勤務し、今は深圳に長期駐在」、「長男は石材貿易会社の社員だったが、昨年、厦門で石材輸入会社を開設」、「長男は商社勤務で中国担当だった。その後、大阪でアパレル商社を開業し、上海に事務所をおいた」、「長男は北京と天津でアパレル貿易会社を開業。大阪にも事務所がある。河南省にもレストランを開業した」等が、これにあたる。

女性の中国関連の業務は、日本国内にある貿易業・製造業等の中小企業への勤務が多い。「三女はアパレル貿易勤務。社長は中国人で、娘もよく中国に出張する」、「長女は台湾から食品・雑貨を輸入する会社、三女は中国から靴を輸入する会社に勤務。三女はたまに中国に出張」、「長女は海運会社に勤務。その会社のオーナーは華僑で、社員も顧客も中国人が多い」等である。

また事務職・技能職は、溶接工、ヘルパー、公務員、船舶設備技術等、来日後に取得した学歴・資格等を生かした就労である。「長男は大阪の技術学校で溶接を学び、溶接工になった」、「長女は市役所の公務員。高校の先生のアドバイスで公務員試験を受け、幸い合格した」、「長女は婿と船舶設備の会社を自営。婿は大学の工学部卒で大企業の研究部門で働いて技術を学び、その後、独立した。娘は事務・会計を担当」等である。

ただし、国費で帰国した子供も、約半数は非正規雇用の単純労働に従事し、または失業している。

働に従事し、または失業している。

*「三女はいろんなアルバイトを転々として、今は自動車部品工場で長期パートだ。残業が多く、時には土曜日にも出勤している。長男は電話設置の肉体労働で土日も休みがなく、きつい仕事で胃が悪くなり、全身の倦怠感もひどい」

「次男は溶接工で3～4年働いたが、月60時間以上残業しても残業代が全く出ず、腹を立ててやめた。夜12時まで帰宅できないことも多かった。その後、臨時の仕事を転々としたが、今は失業している」

【私費帰国の子供達】

一方、私費で帰国した子供達の就労状況は、国費のそれに比べ、明らかに厳しい。4分の3以上は非正規雇用の不熟練労働者、または失業状態にある。常雇・自営は約1割、貿易・技能工・事務職等は1割未満にすぎない。

*「私費で呼び寄せた年長の子供は、日本で学校に行ったこともなく、日本語も不自由なので就職が難しく、生活も苦しい。職業訓練や仕事の斡旋もなく、すべて自分で探すしかなかった。仕事はなかなか見つからず、就職できても皆、きつくて低賃金の非正規雇用ばかりだ」

私費で帰国した子供達の就労先は、次のようなケースが多い。まず、身元保証人が経営する製造業・建設業等の零細企業である¹⁵⁾。そこでの労働条件は多くの場合、極めて劣悪だった。

*「長男、次女と三女の婿は最初は皆、身元保証人が経営する廃品回収の会社で働いた。熱処理するのですごく熱く、臭く、きつい仕事だ。長男と三女の婿は身体を壊し、別の会社に派遣された。山の中で落石防止の網を取り付ける危険できつい仕事だ。身体が悪いのに、こんな仕事をさせられ、本当にかわいそうだ。三女の婿は工作中、両足を骨折した。でも会社の責任ではないと言われている。両足の大腿骨が壊死し、これ以上、ひどくなると歩けなくなる。それでも婿は社長に出勤しろと言われ、完治しないうちに出勤している。社長は身元保証人だから、ずっとその会社で働くしかない。日本語が話せないから、他の仕事が見つかるはずもない。高校に通う10歳代の孫も含め、子供達は皆、身を粉にして働き、危険なきつい仕事をしている」

「子供達は、身元保証人が経営する美容室とカラオケ店で働いたが、時給500円で長時間働かされた。法律違反と思うが、当時は働くしかなかった」

不安定な非正規雇用に転々とし、失業を繰り返している子供も多い。ここでは、一般の日本人との差別的待遇を訴える声が、特に頻繁に聞かれる。

*「長男も次男も安定した就職はできず、生活が苦しい。彼らも中年になり、正社員の就職は一層難しい。今はパン工場アルバイトだが、いつまで続くか心配だ。息子達は日本語ができず、職探しでも給料でも差別されている。娘も夜8～9時まで、よく残業している。子供達は日本語もできないのに来日後、すぐ自分で仕事を探し、働かねばならなかった」

「息子は何度も会社が倒産し、失業を繰り返してきた。今は小さな工場に勤めているが、正社員ではない。彼はいつか正社員になれるのではないかと望みをもって働いている。娘も倒産や解雇で何度も仕事を変えてきた。子供達は職場で中国人として差別され、日本人と同じ待遇は受けていない」
「子供達は、中国人とみなされて差別され、職探しも大変だ。会社に電話しても『中国人は要らない』と断られる。たとえ就職できてもきつい非正規雇用で、給料も安い。これはまちががなく差別だ。特に長男は今、仕事があれば出勤するが、なければ自宅待機で収入もない。仕事がある時は風邪をひいても休まず、ひどい咳をしながら夜遅くまで働き続けている。10年間、こんな仕事を続けてきた。いつ解雇されるかわからない。解雇されたら、次の仕事もみつけにくい。子供達のことを考えると、不安で仕方ない」

私費で帰国した子供の中には来日前、中国で専門職として働いていたケースもある。その場合、来日後の仕事との落差に、残留孤児は子供に対して申し訳ないといった感情を抱いている。

*「中国にいた時、長女は看護師、長男の嫁は内科医、三男の嫁は薬剤師、三男は幹部専用の運転手で皆、いい仕事だった。でも来日後、いい仕事にはつけず、生活が苦しく、とてもかわいそうだ。子供達は皆、私のせいで日本にきたので、私は責任を感じている。今の子供達の仕事をみると、心が痛む。三男は溶接のきつい仕事で、肺も悪くなった。彼は『お母さんのためでなければ、絶対に日本には来なかった』と言う。長男も失業中で、仕事をずっと探しているが、見つからない。中国にいた頃は、子供の心配はしたことがなかった。来日後、心配ばかりだ。来日が子供に与えた影響は大きかった」
「長男は中国で教師だったが、来日して電話設置の肉体労働の辛い仕事しかなく、かわいそうだ。彼は何も言わないが、私は彼を日本に連れてきたことを心から後悔している」

専門的技能をもつ私費帰国の子供の一部は、日本での就職を諦め、中国に戻らざるを得なかった。

*「長女は医学博士だが、日本では医者になれず、やむなく中国に帰った。青島で産婦人科の医師をしている」
「三女は日本ではいろんなアルバイトを転々としていたが、日本での仕事に見切りをつけ、夫婦で中国に帰った。現在、中国で教育の仕事をしている。将来、学校を作るそうだ」

第4項 子供の結婚・離婚

次に子供達の結婚である。

国費で帰国した子供達は、未成年・未婚で来日したため、日本で結婚相手を見つけないことになった。

彼らは日本語にあまり不自由はないが、それでも日本生まれの同世代の日本人との間に一定の文化・価値観の違いを感じている。親が残留孤児であることを理由に、日本人の交際相手の親から結婚を反対された子供もいる。残留孤児の中にも、子供に中国語ができる中国人と結婚してほしいと望む人が少なくない。総じて残

留孤児の子供達は、日本で結婚相手を見つけにくい環境にある。この傾向は、男性の子供に特に顕著である。

そこで男性の子供には、中国の親戚の紹介で中国で見合い結婚をしたケースが多い。一部には「来日できること」、および女性の容姿・若さ・学歴等を交換条件とする打算的關係も見られる。

*「息子は中国の親戚の紹介で結婚した。日本では結婚相手を見つけれないので、私が親戚に頼んだ。結婚の条件は、息子より学歴が高いことだ。その後、写真が送られてきて、息子も気に入った。中国に行って婚約し、すぐ日本に連れてきた。中国人を妻にしたのは、日本人だと私や妻とコミュニケーションできないからだ。私達夫婦の意思だった」

「息子は障害者で、中国の親戚の紹介で農村出身の若い女性と結婚した。息子の障害のことはわかった上で結婚した。恋愛ではない。多分、嫁は日本に来たくて息子と結婚したと思う。私は息子に『自分より年上で、ずっと面倒をみてくれる人と結婚すべきだ』と、この結婚に反対した。でも息子は『年下の若い娘と結婚したい』と言い張った」

中国から来た妻の中には来日後、日本語がわからず、経済的にも期待外れで、離婚に至ったケースも少なくない¹⁶⁾。確認できるだけで、国費帰国した男性を中心に7名の子供が離婚している。

*「息子は、中国の知人の紹介で見合い結婚したが、3年で離婚した。嫁は日本語がわからず、息子夫婦はケンカが絶えなかった。また嫁は気が強く、いつも金持ちになりたいと望み、日本での実際の生活とのギャップにストレスを感じていた。それもあり、2度も流産した。嫁は法輪功にのめり込んだ。当時、私は働いていて、息子や嫁とじっくり話し合う時間がなかった。今、私の悩みは息子に再婚相手がいないことだ」
「息子は離婚した。結婚したのは間違いだった。中国の知り合いが見合いさせ、息子も美貌に惚れて婚約し、日本に連れてきた。でも無理があった。女性は中国の農村の出身だ。離婚の責任がどちらにあるか、わからない。孫は嫁が引き取り、今は完全に関係が断ち切れている」

「息子夫婦の結婚は失敗だった。嫁はほとんど中国にいて、事実上、別居状態だ。嫁が一方的に悪いとはいえない。嫁は日本にいた時、言葉も通じず、息子や孫の世話に追われた。しかも嫁は生活保護を申請したが却下された。日本語もできず、中国から来たばかりの嫁が、正式の職につけるわけがない。そんな日本での生活の中で、嫁は精神的バランスを崩したのではないか。しかも中国にいる彼女の友達も皆、彼女よりよい生活をしている。息子にお金でもあれば、うまくいかも知れないが、そのうち離婚せざるを得ないだろう。息子も悩んでいるが、嫁も悩んでいると思う。今、孫の一人は中国で嫁が、もう一人は日本で私が面倒をみている。息子一家のことは、本当に悩ましい」

日本で結婚相手を見つけた子供の場合、その相手は残留孤児の子供、または中国人留学生が少なくない。本稿の対象者で確認できるだけで、残留孤児の子供どうしの結婚は10組、留学生との

結婚は3組みられる。ある孤児は、「どの残留孤児にも2～3人の子供がいるから、その中で2人ずつカップルになった」と語る。

第5項 子供達との交流・コミュニケーション

子供達の多くは、残留孤児の近隣に居住している。もちろん一部には、中国で居住・就労し、たまにしか帰国しない子供もいる。しかし3分の2以上の子供は兵庫県内、しかも「同じ団地の別棟」、「自転車で10分」等、近隣に住んでいる。彼らは週末等に残留孤児の家を訪れ、交流は比較的頻繁である。子供や孫との交流を楽しみにしている孤児も多い。

*「毎週末、息子と娘が帰ってくる。それが、一番うれしい。特に孫に会えて、ばあちゃんばあちゃんと呼ばれたら、うれしくなる。帰って来ないと許さない。私達夫婦二人きりになると沈黙だけで寂しくなる。孫がいれば、寂しくない」

「毎週、子供が遊びに来るか、私達が遊びに行く。孫が遊びに来たら、うちは大騒ぎだ。子供達の家時々泊まる。孤独感はない。私は子供に恵まれている。孫は思いやりがあり、いろんなことを手伝ってくれるのでうれしい」

近所に住む子供一家の家事・育児の手伝いが生きがいと語る孤児もいる。

*「今、一番楽しいのは家族のために何かすることだ。子供一家は皆、働いて忙しいから、私は何でもしてあげたい。子供一家の役に立つことに、すごく達成感がある」

しかし一方、子供や孫とのコミュニケーションに問題を感じる残留孤児も多い。国費帰国した年少の子供の一部は、中国語が堪能とはいえなくなっている。孫（三世）は、中国語ができない場合が多い。しかも子供や孫自身、学校でのいじめ等の体験を通して、中国帰国者であることに誇り・自信がもてず、恥ずかしいといった感覚を抱き、これが家族内の交流を一層阻害している¹⁷⁾。

*「孫達に『おばあちゃんは日本人なのに、なぜ日本語ができないの?』と聞かれるたび、私は心が苦しくなり、悔しくなり、泣きたくなる。私達は中国語で話しかけるが、孫達は分からず、互いに戸惑い、いらいらする。電話をかけても、孫が電話を取ると、何を言っているのか分からないと両親に伝える。とても悲しい。雨が降った時など、孫を小学校に迎えに行こうかと思うが、孫は嫌がっているようだ。『迎えに来る時、中国語を使わないで。まわりの友達に笑われるから』と言う。高校生の孫はスーパーでアルバイトをしている。その店に買い物に行った時、品物の場所がわからず、孫に聞こうかと思ったが、やめた。私が中国語で話しかけると、孫が中国人だとばれて、まわりの人から笑われると困るからだ。中国語で話すと、何だか片身が狭くなるような気がする」

「次女（国費帰国）は日本語は上手だが、中国語があまりわからない。だからあまり頼れない。私の子供は皆、日本人と結婚したので、言葉がわからず、一緒に暮らすのも無理だ。孫に会いに行くと、『中国語は話さないで』と言われる。だから私は全然、行けない。以前は孫はよく遊びに来たが、今

は寄り付かない。言葉がわからないから、一緒に遊びたくないようだ。一番小さい孫だけが、まだ1歳半で言葉ができないから、たまにうちに来る。でも日本語が身につくと、その孫も来なくなるだろう。私は孫と遊ぶことさえできない」

子供達が仕事や生活に追われ、家族関係が希薄になったと語る残留孤児も多い。生活保護を受給している多くの孤児が、行政の監視によって子供との交流・同居を阻害されていることは、すでに別稿¹⁸⁾で指摘した。これに加え、子供の生活の不安定さもまた、親子の交流を阻む大きな要因となっている。

*「子供は皆、忙しいから、あまり電話しない。日曜も休みをとれない時もあり、休みがとれても家事がある。近くに住む娘も月に1～2回来る程度だ。子供一家は全部で20人以上いるが、休日も皆、違い、旧正月も集まれない。だから子供達とあまり話していない。孤独で寂しい」

「子供達は、今はお金、お金、お金のために必死に働いている。息子の給料が3万円も下がり、生活がきつい。5月の連休も休まず働いており、なかなか会えない。経済的困難のため、家族関係も遠くなっている。日本では中国のような親孝行や人情はない。旧正月は本来、親戚縁者が集まって楽しいひとときをすごせるはずなのに、毎年夫婦だけですごし、寂しく、みじめで自然に涙が出てくる」

来日前、専門職・管理職だった残留孤児の中には、来日後、子供を援助できない無力感に苛まれる人もいる。

*「中国にいた頃は子供を援助でき、家族の絆も強かったが、日本では何もしてやれない。子供達のことを心配だが、自分さえどうなるかわからないので子供を庇えず、悔しい」

「子供達は就学・就職等、普通の日本人とは比較にならないほど、苦勞している。でも私達は子供を助けられず、悔しい。日本人の子供なら親に相談し、助けてもらえるが、私達の子供は自力で努力するしかなく、本当に大変だ」

第2章 日本と中国の親族

次に、その他の親族についてみていこう（表5・6参照）¹⁹⁾。

第1節 日本の肉親

まず日本の肉親である。本稿の対象者44名のうち、20名は身元未判明で、日本に交際する肉親がいない。

肉親が判明した24名のうち、調査時点で健在の実父母は3名しかいない。いずれも80歳以上の超高齢である。

兄弟姉妹がいるのは17名、それ以上の遠縁（伯父・従兄弟）だけがいる孤児は6名である。これらの肉親も、多くがすでに60歳を越え、無職である。

一部の残留孤児は、こうした肉親と親密に交流している。特に肉親が近隣に住む場合、「よく連絡しており、時にはうちに食事にくる」等、頻繁な交流がある²⁰⁾。

しかし肉親が遠隔地に住む孤児も多い。なぜなら、①兵庫県に住んでいた肉親が死去、②孤児は当初、遠隔地の肉親の地元に住

んだが、地元就職がなく、兵庫県に転居、③肉親がいる首都圏に住むことを日本政府に認められず、兵庫県に配置等の理由による²¹⁾。いずれにせよ肉親が遠隔地に住む場合、たとえ交流が続いていても、「もう2年間会っていない。年に1回、何かを送ったり、電話をしたり」、「ごくたまに電話したり、年賀状をやりとりするだけ」等、関係はかなり希薄化している。

また居住地の遠近を問わず、別稿²²⁾でみた如く、永住帰国や帰国後の生活をめぐって肉親と対立し、事実上、絶縁状態になった孤児も少なくない。日本語の壁も大きい。実母が生きていても再婚した場合、関係が疎遠になっている孤児もみられる。

*「姉は私の悪口ばかり言う。それでよくケンカになる。他の兄弟姉妹とも言葉や習慣の違いから、結局、心のやりとりはできない。親族の人間関係がよくなく、孤独で寂しい」

「実母は遠隔地にいてあまり会えない上、再婚したので、肉親と思にくい。継父が私の永住帰国に反対したこともあり、付き合いにくい。継父の子供とも、付き合いがない。ごくたまに母の見舞いに行くが、財産を狙っているとか、何となく変に思われるような気がして、付き合いにくい」

総じて日本の肉親との交際は、一部を除き、あまり親密とはいえない。本稿の対象者44名中、肉親を日常の交際相手としてあげる孤児は6名、悩みの相談相手とする孤児は2名にすぎない。

日本の肉親に対する要望も、「特にない」との答えが圧倒的に多い。中国の親戚とは異なり、日本の親戚は人間関係が希薄で頼れないといった感覚を抱く残留孤児も多い。

*「日本と中国では、親戚の質が違う。日本では親戚に頼ってはいけない。相談すると迷惑をかけるから、遠慮しなければならぬ。日本の親戚は中国に比べるとちょっと冷たい。日本人は肉親の情があまりない」

「日本の親戚には何も望まない。言葉が通じないし、往来も少なく、感情が希薄だ。日本人は中国のような人情がない。親戚でも、できるだけ迷惑をかけないよう気をつけている」

第2節 中国の親戚

【親戚の状態】

さて対象者の多くは、中国にも親戚がいる。

まず5名の養母、1名の養父が中国東北地方に健在である。健在の養父母は超高齢で経済的に貧しいことが多く、残留孤児はその介護・扶養問題に悩んでいる²³⁾。

*「養母は80歳で撫順に一人暮らしだ。彼女は私達と一緒に来日したが、日本では言葉も通じず、私達は皆、仕事で忙しいので麻雀の相手にもなってやれず、結局、中国に帰った。私達は必死で止めたが、養母は聞き入れなかった。今、養母は認知症の上、重病で寝たきりだ。養母の弟が面倒をみているが、彼も78歳で限界だと言っている。他に面倒をみってくれる人はいない。私は養母が心配でたまらない」
「養母は86歳で、黒竜江省の農村で妹（養母の実子）と住んでいる。養母は貧しく、心臓も目も耳も悪く、私を頼りにしている。でも私も生活が苦しく、何もしてやれない。この

表5 日本の肉親 (MA)

永住帰国年次		1976～87	1988～96	計
生存する肉親	実父	—	1	1
	実母	—	2	2
	兄弟姉妹	11	6	17
	その他のみ	4	2	6
要望	なし	14	9	23
	健康で長生き	1	—	1
未判明		3	17	20
計		18	26	44

資料:実態調査より作成。

ままでは私は思知らずになってしまう。私はどんなに生活が苦しくても、育ててくれた恩人の養母を何とかしなければ」
「養母は86歳でチチハルにおり、もう10年間も寝たきりだ。目も耳も悪い。今は住み込みの家政婦を雇い、介護してもらっている。私が帰省すると、養母は大喜びで、泣いたり騒いだり、お金を頂戴と言ったりする。養母は昔からお金にこだわり、私にねだっていた。私が断ると、『思知らず』と私を非難する。私もお金はないし、養母は私を育ててくれた恩人だし、本当に困っている」

中国に兄弟姉妹（養父母の実子）がいる孤児も半数を占める。8割以上の孤児には、配偶者の両親・きょうだいも中国にいる。中国に親戚が全くいないのは、3名にすぎない。「夫の実母が90歳で肺気腫にかかり、心配している」等、中国の親戚の健康・経済状態を心配している孤児も、確認できるだけで6割を越える。

*「私の弟が1人、夫のきょうだいが5人、中国にいる。弟は失業し、心筋梗塞で入院している。私と弟の絆はとても強い。私は中国の養父母の下、弟の成長をこの目で見守り、経済的にも応援してきた。だから今、とても心配している。夫の弟妹も全員、解雇され、生活に困っている。こちら心配だ」
「70歳と67歳の姉がいる。上の姉は寝たきりで、ガンと診断された。中国に看病に行きたいが、私も金がなく、身体の調子も悪く、行けない。でもどうしても行かなければ。姉は私のことをよく思ってくれ、泣いている。正直な話、日本の実姉より、中国の2人の姉に情けが深い。言葉の問題か、ずっと一緒にいなかったせいか、日本の姉は冷たいと感じる」

【訪中の困難】

このように中国の親戚との感情面を含む関係は、根強く維持されている。しかし客観的には、その交流は非常に限られている。

まず対象者の訪中は、日本への永住帰国後、平均4.6回、約7割は3回以下にとどまる²⁴⁾。「養父と夫の実母が亡くなった時だけ」、「中国で亡くなった夫の一周忌、三周忌、七周忌だけ」、「16年間で2回だけ。夫の母が死んだ時も行けなかった」、「養母が亡くなった時も帰れなかった」等と語る孤児もいる。

大多数の残留孤児は、より頻繁な訪中を切望している。

それが果たせない最大の理由は、訪中すれば、生活保護の支給

表6 中国の親戚

		永住帰国年次			生活保護		計
		1976 ～85	1986	1987 ～96	受給	なし	
養父母健在		1	—	5	5	1	6
本人親戚あり		6	2	14	17	5	22
配偶者親戚あり		8	3	25	27	9	36
気がかりあり		7	2	18	20	7	27
訪中回数	15～30回	3	1	—	2	2	4
	7～14回	—	—	—	—	—	—
	4～6回	1	—	9	9	1	10
	2～3回	4	2	16	18	4	22
	0～1回	1	1	6	5	3	8
訪中理由	親戚訪問	4	1	19	17	7	24
	墓参	4	—	13	16	1	17
	その他	6	2	14	19	3	22
訪中旅費	国費	—	—	1	1	—	1
	会社負担	2	—	—	2	—	2
	私費	8	3	29	31	9	40
訪中困難理由	生活保護停止	4	2	27	31	2	33
	その他	—	2	3	1	4	5
	無回答	5	—	1	2	4	6
年間電話回数	20回以上	—	—	4	3	1	4
	13～19回	—	—	—	—	—	—
	7～12回	3	1	7	8	3	11
	2～6回	2	2	9	10	3	13
	0～1回	4	—	10	12	2	14
	無回答	—	1	1	1	1	2
送金	普段	3	3	7	7	6	13
	訪中時	1	—	3	4	—	4
	記述なし	5	1	21	23	4	27
計		9	4	31	34	10	44

資料:実態調査より作成。

が停止されることだ。44名のうち33名、生活保護受給者では9割以上がこの問題を指摘し、強い不満・憤りを感じている²⁵⁾。

この不満には、次のような要素が入り交じっている。

まず第1に、親戚訪問・墓参を望むのは、人間として当然の情である。養父母の恩を考えれば、なおさらだ。

*「私達は40年間も中国で暮らした。夫の親戚も皆、中国にいる。私は日本に帰り、肉親と団欒できた。でもその代償として夫は、肉親との団欒を失った。私も、弟や中国で世話になった人々との交流を断たれ、日本に閉じ込められたような気分だ。養父母の墓参に行きたい気持ちで一杯だ。日本人も先祖の墓参をするのに、なぜ私達がしてはいけないのか。墓参は人間の情、道理だ。養父母が育ててくれたのだから、私が墓参するのは当然ではないか。私達は日本で自由はない。せめて数年に1度でも墓参させてほしい。育ててくれた養父母に申し訳なく情けない。これは人権侵害ではないか」

「一番残念なのは、年に1回の墓参もできないことだ。日本政府は養父母にあまりに冷たい。私のために生き、私のために(文化大革命で暴行を受けて)下半身付随になった養母を墓参すると、生活保護を打ち切るとは、あまりにひどい。夫も、中国に実母と4人のきょうだいがいる。夫には親の養育責任がある。夫の実母は90歳で、息子のことを思い、泣いてばかりいる。夫が兄弟姉妹と会いたいのも当然ではないか。日本人も毎年、墓参しているのに、なぜ孤児にはその権利がないのか。養母に申し訳ない気持ちでいっぱいだ」

「私達にとって養父母は特に忘れてはならない人、文字通り命の恩人だ。養父母が死ねば終わりと思うのは、良心にもとる。人間である以上、良心がある。せめて自由に墓参させてほしい。夫の墓も中国にある。中国で夫の墓に線香をあげ、土を持ち帰り、日本の墓に入れてあげたい。檻の中に閉じ込められた動物のような気持ちだ。これは人権問題だ」
「大恩ある養父母の墓参すら、できない。これは人権問題だ。しかも私の妻は中国人だ。妻にも親戚がいる。なぜ親戚に会えないのか。海さえなければ、歩いてでも中国に帰るだろう。養父母の実妹とも連絡が途絶えてしまった。自由に中国に行かせ、養父母の墓参や親戚との交流をさせてほしい」

第2に、残留孤児の苦難を生み出した責任は日本政府にある。その日本政府が養父母に謝恩するどころか、逆に墓参さえ許さない。この思いが、残留孤児の憤りを一層助長させている。

*「日本政府が中国を侵略したにもかかわらず、養父母は日本人である私達を大きく育て、日本に返してくれた。日本政府は養父母に感謝すべきだ。それなのに私達に墓参もさせないとは、あまりにひどすぎる」

「日本政府は侵略戦争で多くの中国人を殺した。それでも中国人の養父母は、自分の生活の苦しさも顧みず、日本人の私を育ててくれた。それなのに日本政府は、墓参に行くことすら許さない。今まで、これほど自由を制限されたことはない。なぜ日本の総理は靖国神社を参拝できるのに、私達は養父母の墓参さえできないのか。全く人道的ではない。何の義理もないのに残留孤児の面倒を見てくれた中国の養父母の労苦を思えば、本来、日本政府は年1回の墓参旅費や墓地の修築費くらい負担すべきだ」

「日本政府の侵略のせいで残留孤児が生まれた。日本政府は、戦争への謝罪の一つとして、養父母のことをもっと考えるべきだ。本来、日本政府は、自分が放置した日本人である私達を育ててくれた養父母への謝恩として、養父母への墓参を奨励・補助すべきだ。それなのに逆に、生活保護を止めて、墓参ができないようにする。これは、本当にひどい」

第3に、訪中の間も生活費はかかる。しかも残留孤児の訪中は観光旅行とは異なり、短期間では済まない。

*「中国に行っても、食費や宿泊費はかかる。今日行って、明日帰るというわけにもいかない。以前、1カ月行くと、生活保護を全額止められた。その間、食わず、泊まらずにいると

いうのか。日本の家賃はどうやって払うのか。養母の葬儀の時も、数日しか滞在できず、すぐ日本に帰るしかなかった」
 「中国にいても、食事はしなければならぬ。中国人に育ててもらった上、また食事代まで中国人に奢ってもらえと言うのか。私は少しでも長く養母のそばにいたい、それもできない。中国で生まれ育ち、親戚や友達は全部向こうにいるから、行けば、1ヵ月でも足りないほどだ。でも1ヵ月、中国に滞在したら、生活保護は全額停止だ。日本に帰った後、生きていけない。私達に人権はない。私達はすでに60歳をすぎている。もうそんなに長く生きられない。慌ただしい旅行も無理だ。2週間も滞在すると、すぐ日本に戻らねばならない。せめて2ヵ月位は滞在させてほしい」

「中国滞在中も生活費はかかるのに、生活保護を止めるのは不合理だ。私の故郷は、鉄道の駅から車でまだ2日かかる。帰省するには片道で6日、往復で12日かかる。故郷にせめて1～2週間滞在して、墓参したい」

第4に、訪中していないかどうか、残留孤児は行政に日常的に監視される。生活保護を止められずに訪中しようとするれば、行政に隠れて渡航するしかない。こうした状態自体、残留孤児の尊厳を侵害するものである。

*「日本政府は陰湿で、私達を人間扱いしていない。私達は、中国に帰るのではないかといつも監視され、まるで犯人扱いだ。以前、中国に半月間行くと、後で区役所にひどく怒られた。それ以降、中国に行ったことは一度もない」
 「役所に黙って中国に墓参に行った。役所に報告しなければならぬと言われていたが、報告すると『なぜ行くのか。本来は行けない』と咎められる。パスポートも、よくチェックされる。私達はまるで犯人のように、監視される。生活保護を止められるから、本来誠実な人でも、嘘をつかざるを得なくなる。中国に行くことを内緒にして、ばれなければラッキーだとしか考えられなくなる。これは、非常に悲しいことだ」
 「訪中するなら、市役所に内緒にしなければならぬ。知られたら、生活保護を止められる。最初、規則を知らずに中国に行き、日本に帰ってから怒られた。その後、計30数万円も没収された。ただ養母の墓参に行っただけなのに、私達一家は犯罪者扱いだ。私達に行動の自由はない」

以上はいずれも、残留孤児の特別な背景を考慮せず、一般の生活保護で対処していること自体に無理があることを物語る。

そこで残留孤児は、特別な背景に配慮した生活保護の柔軟な運用、または新たな生活給付金の創設を強く求めている²⁶⁾。

*「残留孤児の特殊性を考えてもらいたい。私達の一家は皆、二重国籍のようなものだ。普通の日本人は日本生まれ・日本育ちだから、親戚訪問しても生活保護は止められない。でも私達は特殊だから、親戚訪問や墓参をするには必ず2つの国を往来しなければならぬ。同じ親戚訪問や墓参なのだから、どこに行っても生活保護を自由に使えるようにしてほしい」
 「私達は特殊なグループだ。一般の日本人とは違うので、せ

めて中国にいる間も生活保護を支給してほしい。本来は、生活保護ではなく、自由に中国に往来できる年金にしてほしい。私達の特殊性を考えれば、この要求は理不尽ではないだろう。そうすれば、自由に中国に行き、養母やきょうだいと存分に話して気を晴らせる。そうなれば、一番うれしい」

生活保護を受給していない残留孤児もまた、渡航費用・休暇が確保できず、あまり訪中できていない。病気の養母の看護のために訪中し、解雇された孤児もいる。

*「養父母の恩は山より高い。日本人も墓参する。でも私達は墓参したくても経済的にそんな余裕はなく、会社から休暇ももらえない。夫の会社は3日しか有給がなく、4日目から欠勤扱いになる。3日では中国に帰れない。しかも3日の有給も実際には誰も取らず、言葉ができない私達はなおさら取れない。養父母、夫の両親の墓参は来日後、一度もできていない。中国の親戚から恩知らずと罵られても仕方ない」
 「養母はガンで中国でなくなった。私は5ヵ月間、中国で看病した。それで日本での仕事は解雇された。養母は私の懐で亡くなった。私も養母もとても幸せだった。今、一番残念なのは、養父母の墓参に行けないことだ。養母の死後6年間、渡航費用を用意できず、一度も帰っていない」

なお日本で中国関連の就職ができたごく少数の残留孤児は、出張で訪中した経験をもつ。ただし出張先は、沿海部の大都市であり、東北地方に住む親戚との再会は果たせていない。

【電話・手紙・送金】

中国の親戚との国際電話での交流も、頻繁とはいえない。隔月1回以下が27名、年に1回あるかないかが14名を占める。頻度が少ない主な理由は、経済的困難である。中国の親戚が電話をもっていないケースもある。

*「電話する金もないので、本当にごく最近、夫の妹にやっと電話するようになった。お金がないから頻繁にはできず、長話もできない。時間を気にしながら話すので、思う存分話せない。相手からはかかってこない。相手はもっとお金がない」
 「養母に一度だけ電話した。養母はすごく喜んだ。でも金がかかるから、ほとんど電話できない。姉や兄にもあまり電話できない。彼らの家には電話がなく、まず電話がある家まで呼んできてもらい、かけ直さなければならず、すごく面倒だ」

手紙による交流は一層少ない。その理由は、「字が読み書きできない」、「仕事で疲れ果て、手紙を書けない」、「手紙を出したが、向こうは貧しくて手紙も返せない」等である。ただし「以前は手紙をよく書いたが、今は電話が多くなった」との声もあり、電話での交流の増加に伴い、手紙が減ったと考えられる。

*「2人の姉とは、来日して連絡が途絶えた。こちらから手紙を出したが、返事はない。向こうは、車が通れる道さえもない不便な農村に住み、生活も苦しい。手紙を出すのも7～8元の金がかかるから、出せないのだろう。兄とは年3～4回、手紙でやりとりしている。兄は息子が炭鉱で働いているので、

手紙を出すくらい金はある」

金品のやりとりも、訪中時の土産を除けば、多くない。ただし一部には、貧困や病気に苦しむ親戚に送金している孤児もいる。特に生活保護を受給していない残留孤児は、送金が比較的頻繁で、時にはかなり多額になることもある。

*「妹の生活が苦しいので、上海で貿易業を自営する夫が年3000～4000元、送金している。妹は病気で、正規の治療費以外に、医者に『赤い袋（特別の謝礼）』を渡さねば、まじめに治療してくれない。養父母の墓地を作る時も送金した。夫の実母も治療費が年に30～40万円かかるので、送金している。夫の弟は退職後、収入がないから、ここにも送金。中国は経済発展しているが、失業者もとても多い。夫の母の家の購入費も、私達が負担した。私達が中国の親戚のために使ったお金は莫大だ。親戚は皆、『借ります』というが、実際には返してくれない。私達は自立できているので、中国の家族観からいえば、自分は節約して親戚を助けるのは、当然だ」

これに対し、生活保護を受給している残留孤児は、中国の親戚への送金は困難である。ごく一部に生活費を切り詰め、または別居している子供達に頼んで送金している孤児もいるが、その金額は「養母の誕生日に数千円」、「年に数万円」等、総じて少ない。

*「生活がぎりぎりだから、普段は養母に送金できない。訪中時、500～600元あげた。1500元の借金も返してあげた。息子に頼んで、弟に治療費を送ったこともある。私達は食べられさえすれば、それでいい。大恩と親しみのある中国の家族のため、できるだけのことをするのは当然だ」
「節約して、たまに1万円ほど送っている。私達は養母の扶養義務があるから送金は当然だが、生活保護を受けているから、堂々とそれができない。市役所には内緒にするしかない」

生活苦に喘ぐ中国の親戚の中には、残留孤児の日本での貧困な暮らしぶりが理解できず、送金を求める人もいる。それにプレッシャーを感じ、中国の親戚と連絡を取らなくなった孤児もいる。

*「たまに養母に電話するが、あまり長く話さない。養母はすぐに金を送ってと、泣くからだ。中国の生活の苦しさを考えると、当然だ。でも私達も日本で最低限の生活だ。中国に帰り、日本での苦勞を話しても、親戚には理解してもらえない。中国人の目には、私達は日本政府に面倒をみてもらい、いい暮らしをしていると思われている」
「夫の実家は貧しく、生活に困っている。あまり連絡しない。連絡したら、金を借してくれと頼まれるからだ。私達の日本での厳しい生活をいくら説明しても理解してくれない。中国の親戚は皆、私達が日本で、いい暮らしをしていると信じている。それでけちと言われ、だんだん関係が悪くなった」

第3章 社会諸関係

本章では家族・親戚だけでなく、社会関係全体の構造と問題を明らかにする（表7参照）。

第1節 社会関係の基本構造

第1項 交際相手

配偶者と子供一家を除く交際相手の人数は、「なし」から「10名以上」まで多様である。ただし過半数が4名以下と少ない。5名は、交際相手が皆無である。1987年以降まで帰国が遅れた孤児は、交際相手が特に少ない。

数少ない交際相手は、同じ帰国者どうしであることが圧倒的に多い。それ以外の日本人との交際は、極めて少ない。1986年以前に帰国した孤児の約半数は日本の肉親とも交際しているが、それも前述の如く、限られている。

*「交際相手は、帰国者だけだ。他の日本人とは、全然付き合いしていない。せいぜい出会えばうなずいて挨拶するだけで、話もしない。日本人は私達に無関心だ。団地の掃除当番の札をかけられたら黙って掃除をして、札を次の人の部屋にかけて終わり。顔も合わさない。この団地に中国人（帰国者）がいなければ、私達はくさくさしてやり切れなかっただろう」

帰国者どうしの交流は来日後、主に同じ公営住宅団地の近隣の間で形成されている。

*「この団地に住んでから、近所の帰国者と知り合った。それまでは互いに知らなかった。今はもう姉妹のように何でも言える友達になった。普段の楽しみは毎晩、団地に住む中国人（帰国者）と一緒に外で話すことだ。この団地に住む帰国者は関係がいい」

来日前から知り合いだった帰国者、および来日後の日本語教室等で知り合った帰国者との交流も、一部では続いている。ただし近隣に住んでいなければ、電話での交流が主で頻度も限られる。

*「吉林省にいた時から知っている帰国者が東京にいて、たまに電話する。でも電話代がかかるので、頻繁にかけられない」
「大阪の定着促進センターで一緒に勉強した人達とは当時、仲がよかったが、その後、バラバラになり、自分の生活で精一杯になったので、あまり付き合いしていない。でも一人だけ、大阪に住む女性は夫が亡くなり、とても寂しがっている。それでたまにうちに来る。彼女は独りぼっちで、いつも泣いている。もう一人、同郷の大連の人が横浜にいて、たまに電話で話す。お金がかかるので頻繁には電話できない」

帰国者・肉親以外の交際相手がいる対象者は44名のうち9名にとどまるが、その中では近隣等が8名と多い。残留孤児の側から交流を試み、それに応答する住民が近隣にいた希少なケースである。彼らは、「言葉は通じなくても心は通じる」と語る。

*「近所の日本人の老夫婦と互いの家に食事に行ったり、風呂に入ったりしていた。今、老夫婦の夫が亡くなり、妻と往来している。仲良くしてくれた恩を忘れてはいけないと思っています。私達が苦しかった時、よく付き合いしてくれたことに感謝している。だから私は、おいしいものを作った時に持って行く。私は、日本人としゃべれなくても、付き合いように努力している。言葉で交流できないが、身振り手振りで心は通

表7 社会関係

		永住帰国年次				生活保護		計
		1976 ～86	1987 ～88	1989 ～91	1992 ～96	受給	なし	
相談 相手 MA	配偶者	4	6	1	3	8	6	14
	子供	8	4	6	4	18	4	22
	帰国者	2	4	4	1	10	1	11
	その他	3	—	1	—	1	3	4
	なし	3	1	—	4	7	1	8
交際 相手	10人以上	4	—	2	1	4	3	7
	5人～	3	2	2	2	7	2	9
	1人～	5	9	3	6	19	4	23
	なし	1	1	2	1	4	1	5
	帰国者 肉親 近隣等 保証人 なし	12 6 4 — 1	11 — 1 — 1	8 — — 1 2	8 — 3 — 1	30 2 4 1 4	9 4 4 — 1	39 6 8 1 5
帰国 者 交際 契機 MA	近隣	8	9	6	6	21	8	29
	日語教室	2	3	—	—	4	1	5
	センター	3	3	—	1	5	2	7
	勤務先 来日前	1 3	— 2	— 1	— 1	1 4	— 2	1 7
差別体験あり		11	10	8	9	29	9	38
悩み	孤独	8	10	6	8	26	6	32
	文化習慣	6	2	3	3	10	4	14
	差別	7	5	3	8	20	3	23
	退屈	5	5	5	4	15	4	19
	その他	1	1	3	3	8	—	8
	なし	1	1	—	1	2	1	3
指 導 員 等	役立った	1	3	1	1	5	1	6
	役立たない	2	2	—	1	5	—	5
	問題あり	5	3	7	6	15	6	21
	いない・不明	5	4	1	2	9	3	12
計		13	12	9	10	34	10	44

資料:実態調査より作成。

じる。団地の日本人に会ったら、必ずほほ笑んで挨拶する」
「(自営する貿易会社の)事務所のビルに住む独身の日本人女性が毎日、しゃべりに来る。食物を、よくもってきてくれる。住んでいる団地でも、2階に住むおばあさんは、私に優しくしてくれる。まるで母親のように、よく面倒をみてくれる。たとえば、窓をちゃんと閉めているかとか。私は周囲の日本人とも笑顔で接するようにしている。互いに思いやりをもって接すれば、言葉でわからない点があっても、心は通じる。それは日本人でも中国人でも同じだ」

第2項 悩みの相談相手

悩みの相談相手は、約4分の3の孤児が配偶者と子供だけにと

どまっている。

*「何かあれば、夫や子供と相談する。病院に行く時は娘に頼む。子供達は週末、順番で手伝いに来てくれる。日本人とは相談できない。日本人に話して誤解されたら、ラジオのようにあちこちに宣伝されるのではないかと心配だ」
「子供を頼りにしている。市役所から書類が送られてきたら、私は読めないから、子供に見せる。買い物も子供が会社帰りにしてくれる。子供以外に、悩みを相談できる相手はいない」

配偶者と子供以外では、11名が帰国者を相談相手としている。子供が仕事で多忙だったり、近隣に住んでいない場合、近隣にすむ帰国者に相談している孤児が多い。

*「同じ団地に住む残留孤児と相談している。嫌な事があっても彼らに話せば、気が晴れる。同じ残留孤児なので共通の話題がある。孤児どうして、よく苦しみを訴えあう。心を打ち明けると、少し慰めになる。病院にも、一緒に行ってもらおう。私は中国語も読み書きできないから、いつも近所の残留孤児を頼りにしている。子供にも頼むが、子供は仕事しているから、近くにいない」
「日本語教室で知り合った残留孤児の娘が近所に住んでいて、私は買い物、子供の面倒、病院の付き添い、ゴミ捨て等、何でも手伝っている。彼女は身体が弱いのに、昼は勤め仕事、夜はミシンの内職に追われ、過労で時々倒れる。私は心配で、彼女がきちんとご飯を食べているか、時々様子を見に行く。私も困ったことがあれば、彼女に頼む。自分の娘にも頼むが、娘は土曜しか休めないから、彼女に頼む方が多い」

相談相手が家族も含めて「いない」と答えた孤児も8名いる。特に生活保護受給者に多い。

*「悩みがあっても、自分の胸に収めるだけ。子供は忙しく、給料も少なく生活がきついから、頼れない。子供に言っても困らせるだけだ。残留孤児の友達には冗談は言うが、悩みは言えない。皆、自分のことで精一杯だから。日本語ができないから親戚にも言えない」

「不満や悩みがあっても、誰にも相談できない。自分にぶつけ、飲み込むしかない。姉とは言葉が通じず、話せない。妻に言っても解決にならない。子供も皆、稼がねばならないので、私達の相談にのれない。頼りにできる人は全然いない」
「悩みは誰にも話せない。皆の負担になるからだ。そのことを考えるとますます眠れなくなり、一人で泣いている。子供達は生活に追われ、時間がない」

第2節 社会関係における諸問題

第1項 差別の構造

日本に帰国後、差別を体験した対象者は44名中、38名に達する。差別体験がない人の中には、「日本人との交流がないから、差別されたこともない」、「言葉がわからないから、差別されていてもわからない」等も含まれ、実際にはほとんどの残留孤児が差別を体験したといつてよい。

雇用・職場での差別は、すでに別稿²⁷⁾で詳述した。本稿では、それ以外の差別について考察する。

【公共機関における差別】

まず市役所・病院等、公共機関での差別である。

ここでの差別には、2つの要素が交錯している。

一つは、残留孤児への特別の支援・配慮の欠如である。

*「日本政府は残留孤児を差別している。怒りを抑え切れない。言葉や習慣など大きなハンディを負わされた上、給与や仕事内容、日常生活でも差別を受けてきた。これは、日本政府が残留孤児に対して日本で生活できるような特別の支援・対策を実施しなかったからだ。日本の政府や社会の受け入れ体制は非常に不十分で、我々を差別している」

二つ目は、残留孤児が「日本人」とみなされず、一般の日本人とは異なる対応・特別扱いをされることである。

*「病院の受付で、看護婦が『あなた、日本人?』と声をかけてきた。私は『はい。日本人だ』と言ったが、看護婦は『本当は中国人じゃないの?』としつこくたずね、どうしても信じてくれない。そして私は痛み止めがほしいと頼んだが、なかなかくれない。日本人には、役所や病院の職員も優しく接するが、私には冷たい顔をする。普通の日本人に対する時と、全然態度が違う」

一方で特別の配慮がないこと、他方で特別の待遇をされること、いずれも差別と受けとめられている。つまり特別待遇の有無が問題ではなく、一般の日本人との実質的な格差・不利益を差別と感じているのである。

これが端的に現れるのは、生活保護をめぐる行政の対応である。別稿²⁸⁾で詳述したように、残留孤児には生活保護受給者が極めて多い。行政は、一方で残留孤児の特別の背景を考慮せず、一般の日本人の貧窮者と同じ生活保護制度で処遇する。しかし他方で生活保護の受給自体、一般の日本人の中では特別扱いであり、行政による就労の強制や生活の監視等、多大な精神的苦痛・自由の束縛を伴う。この双方の不満が、行政・公共機関による残留孤児への差別として認識されているのである。

*「市役所は私を差別している。私が生活保護のことで市役所に行くと、職員は私を敵のようにみなし、表情がきつくなり、眉にしわを寄せる。日本人には、すごく親切だ。私が先に行っても、日本人に先に応対して、私を待たせる。私の入院先の副院長も『日本人なら、この程度の病状ならとっくに働きに出て、生活保護を止めている』と言う。日本語の問題もあり、仕事をしたくてもできないのに、責められる。この病院が中国人を差別しているのは、残留孤児の中では有名だ。病院側の差別的な言葉や目つきは、言葉では語りきれない」

【地域・団地における差別】

さて次は、公営住宅の団地など地域社会での差別である。ここにもいくつかの要素が絡み合っている。

まず、単純な偏見がある。例えば、ルール違反のゴミ捨てが、

すぐに「中国人(帰国者)」のせいとみなされるなどである。

*「ルール違反のゴミ出しや廊下の吸い殻など、悪いことがあれば、何でも残留孤児のせいにされる。この前も、誰かが捨てた袋を持って、うちをたずねてきた。うちが捨てたのではないのに。後ろ指を指されないよう気を遣い続けているのに、何かあると真っ先に疑われ、とてもみじめな気持ちになる」
「何かトラブルや気に入らないことがあると、『中国人、中国人』と白い目で見られるのがつらい。町内会でゴミの捨て方について話があり、ある人は、ゴミの分類方法がわからない人の例として、中国人をあげた。また指定されたゴミ袋は高いから中国人は買えないのではとか、とにかく中国人を信用していない。まだ何もしていないうちに、中国人はできないと思うのは、差別だ。日本人がしたことでも、中国人のせいにされる。買い物の時やバスに乗る時、きちんと並んでいるのに、後ろに並べと言われたこともある」

こうした単純な偏見の場合、残留孤児はゴミ捨て等のルールに異を唱えているのではない。身に覚えのないルール違反の疑惑をかけられる点を差別と認識している。またルール違反は本来、個人の行為なのに、「中国人(帰国者)」の問題とみなされることに、差別を感じている。

こうした偏見を結晶化させる一つの契機は、言語を含む文化的な「印(mark)」である。日本社会で、残留孤児は中国語その他、脱ぎ捨てることのできない「文化的ユニフォーム」を身につけている²⁹⁾。一人一人の人格や個性はしばしば「中国人(帰国者)の一員」というステレオタイプに埋没させられる。

偏見の解消を困難にする要因の一つも、やはり言語を含む文化の壁である。言語・文化の壁は、残留孤児にとって、適切な問題解決・抗議・弁明等を阻む大きな壁となる。

*「中国語で話すと奇異な目で見られ、会話を拒まれる。団地でも日本人どうしなら、にこにこして挨拶するが、私達に出会うと日本人は皆、冷たい顔をする。これは差別だ。私が知人と中国語で話していると、そばを通りかかった若者二人に睨まれた。誤解されても日本語ができないため弁明できず、悔しい。ずっと中国にいた私達が、日本語がわからないのは当然ではないか。私を馬鹿にした人を中国に連れて行き、実験してみたい。こんなことで人を差別すべきではない」
「こちらから挨拶しても、まわりの日本人は答えてくれない。日本人なのに日本語ができないのはおかしいという人もいた。でも文句を言いたくても言えない。心がむしゃくしゃしてたまらない。私達は日本語ができないから、どこに行っても中国人と思われ、冷たい目で見られ、プレッシャーを感じる。言葉が話せれば、日本に帰ってきてよかったと心から言えるが、帰ってきてよかったのか、複雑な気持ちが今もある」
「近所の日本人から『ニンニク臭い。中国人は汚い。礼儀知らずだ』と言われる。こちらから挨拶しても無視されるから、挨拶もしなくなった。私達を見下ろしているのか、怖がっているのかわからないが…。ケンカしたくても、言葉ができないから、できない。罵る言葉はいくつか知っているが、理屈

で戦えず、泣き寝入りするしかない。たとえ日本人の車にぶつかられても、私は黙って帰るしかない」

「公園で日本人にいいがかりをつけられ、いじめられた。私は公園に落ちていたロープを拾い、公園の柵にかけてあげた。すると日本人が来て、私が盗んだと言って怒った。いくら説明しても全然聞いてくれなかった。日本語で説明しても、下手だから、聞いてくれようとしな。私と付き合う日本人はいない。普通の日本人は私達を無視している」

ただし、残留孤児が体験する差別は、単純な偏見、および言語・文化の壁だけではない。もう一つの重要な要素として、公私の境界線をめぐる陣地戦がある。

つまり日本社会には、残留孤児には納得しがたいルールがある。そこで日本と中国の文化の差が、公私の境界・正統性をめぐる陣地戦として現れる。双方の正統性は複雑に錯綜し、利己主義、個人的な趣味・嗜好も入り込み、問題解決は困難となる。しかもその陣地戦は、日本と中国の文化の違いに根ざす以上、一種の民族対立の性格を帯びる。

例えばまず、公営住宅団地の庭における植物栽培をめぐるトラブルがある。ここでは、①植物栽培や動物飼育、②公営住宅の庭・空き地・土・水の利用等、総じて広義の自然と人間の関係をめぐる日中の文化差が、公私の境界をめぐる対立として現れている。

*「数年前、家計の助けと思って団地の空き地でネギやトウガラシを作った。もちろん日本人も野菜を作っていた。しかしその後、そこは公園に変えられてしまった。やむなく私達は、別の空き地に土を運んだ。しかし、これは大事件になった。野菜栽培は禁止という規則があるので、私達は花の栽培だと主張した。息子と自治会の副会長が言い合いになり、息子は怒って『日本人は土を取って花を植えていいのに、なぜ私達はそうしてはいけないのか』と言い、副会長も日本語で何か言った。二人は揉みあいになり、副会長は息子が暴力を振ったと警察に通報した。パトカーが4～5台やってきた。これは差別だ。土を取ることをさえないなんて。本当に腹が立つ。空き地でネギやトウガラシを植えるのは、中国では当然だ。日本人は花を作ってもいいのに、なぜ私達は野菜を作れないのか。私達は日本国籍だが、なかなか日本人として認めてもらえない。私をまだ中国人だと思っている。だから私達は、日本人に抗議に行く。日本人は、自分を何様だと思っているのか。彼らに、私達をここから追い出す権利などない。こちらが恐ろしい顔で睨み、抗議に行くのは当然だ。私達が怖がったら、もっといじめられるだけだ」

「団地の一階に住む日本人は共同の水道を使って花にやっていた。でも私達は、この水は団地の住民皆が500円を出して共同で使うものだから、個人の花に水をやってはいけない、と言われた。とても理不尽だ。日本人なら自由に花に水をやるのに、私達が同じことをすると文句を言われる。いろいろもめて結局、花を作るのはいいが、水は自宅から運ばなければならないということになった。また一部の日本人の提案で、野菜を作るのはいけないと決まった。野菜は自分達で食

べるから、個人のものになるからだめ、という理屈だ。私は3階の自宅から水を運び、野菜を作っていた。でも、それもやめろという雰囲気だ。トウガラシを作ったが、抜かれてしまった。しかし団地の規則では、犬や猫を飼ってはいけないし、ベランダに花をおいてもいけないが、日本人はこちらは無視している。どう考えてもおかしい。日本人と中国人の住民の間で、いろんな問題がおきる。『共同の水を使うなら、花を全部抜くぞ』、『花を抜いたら、犬を殺すぞ』と喧嘩になった。町内会長はそれを見て、花も作ってはいけない、水をやってもいけないと命じた。でもそれに対する反対意見も出て、まだもめている。町内会長も、犬を飼う日本人に対して『すぐに止めろとは言えない』と言う。でも中国人の野菜は『すぐにやめろ』と言う。こうして日本人に差別されるのは、本当に腹がたつ。日本人が犬や猫を飼っていいなら、中国人も野菜を作っていいはずだ。私達も本当の日本人だ。偽物ではない。それなのに『中国人だ』と言われることが多い。日本は法治国家で、人権や平等などが重視されているはずだが、この団地の中に人権の平等はない」

いま一つの例として、団地内での会話・騒音をめぐるトラブルをあげておこう。ここでは、①屋外での中国語会話や声の大きさ、②生活騒音等、主に人間の関係性——広義のコミュニケーション——に関する日中の文化差が、個人的な健康状態や感覚の違いも孕みつつ、公私の境界をめぐる陣地戦として現れている。

*「私達は時々、団地の公園に集まって中国語で話す。その声が、日本人の住民にはうるさく感じられるようだ。嫌がられる理由に、私達が中国人ということもあると思う。時々、通りかかきの酔っ払いが私達に『ここで話すな』と文句を言う。建物の上階から『中国語で話すな、中国人は集まるな』と叫ぶ人もいる。私達が話すのは夕方、真夜中ではない。それでも白い目で見られる。先日、私は友達と公園に座っておしゃべりした。でも近くに座っていた日本人のおじさんに『うるさい』と言われ、むかついた。これはいじめだろう。私達の会話がうるさいなら、さっさと他の場所に行けばいい。ここは公園だ、彼の家ではない。どうしてしゃべってはいいの？ 孫がうちに来てちょっと騒いだら、下の階の住民がすぐ文句を言いにくる。最初は謝ったが、何回も来るので私もきれて、『お前の家には子供がいないのか』と言いついた。その後、無視することにした。ここは公の住宅であり、私は何も悪いことはしていない。時には上の階の人もうるさくするが、私は我慢している。私達は中国から来たから差別されている。もし西洋人なら、こんなことはない」

「日本での暮らしは、何をすることも注意深く神経を使わねばならず、辛い。ちょっと声が大きいと、うるさいと言われ、いつもピリピリと神経を使い、リラックスできない。夜、私達が外でしゃべったら、まわりの迷惑だと、日本人に注意されたこともある。外出しても変な目で見られ、大きな声で話すのを控えてしまう。週末に孫が来て公園で遊んで大声を出すと、すぐ『うるさい』と叱られる。でも日本人の子が同じ

ことをしても、誰も何も言わない。なぜ公園で子供が騒いではいけないのか。孫が部屋の中で騒ぐと、その度に下の階の住人に10数回もノックされる。抗議のノックだ。無言のままノックして、何もいわずに帰る。たぶん言っても通じないと思っているのだろう。このやり方に私も腹が立ち、『何をしているのか』と怒鳴ったことがある」

「孫は障害があり、片足をひきずるので音が出る。孫がうちに来た時、下の階の住人が『朝から晩までうるさい』と苦情を言った。でも、孫は午後3時頃に来た。朝から晩までというのはウソだ。それに子供だし、障害があるから、仕方がない。日本では、常にまわりに迷惑をかけないように気を使い、抑圧された感じだ。孫が来て、あまり歩かせないようにしている。夏にドアや窓を開ける時、TVの音も小さくし、夫は声の大きいから『小声で話して』と言っている。まるで病気になるように、ひっそり暮らさねばならない。こうしたことから、日本人に差別されていると感じる」

以上のトラブルは、確かに単純な偏見と共通する要素を含む。例えば中国語の会話が日本人には騒音としか聞こえず、日本語の会話以上に神経に障るといったことは、一種の文化隔壁といえる。また植物栽培や騒音は個人の行為であり、残留孤児の問題と捉えるのは、偏見にすぎないともいえる。さらに植物栽培や騒音への感覚の違いを、日中の文化差として捉えることにも、一定の根拠はある。いったん偏見が結晶化すれば、相手側の文化・生活習慣全体への拒否感・苛立ちが募り、些細なことが必要以上に大問題になりうる。これらはすべて、単純な偏見と共通する要素である。

しかし、植物栽培・生活騒音等のトラブルは、単純な偏見にとどまらない。なぜなら、日本人が決定したルールに残留孤児の側が納得していないからである。マジョリティである日本人が正統と考えるルールが、マイノリティである残留孤児の生活や自由を抑圧するがゆえに、残留孤児はそれを差別と認識している。

逆に日本人住民から見れば、それは全く差別ではない。自分達はむしろ被害者であり、残留孤児への非難は「ルール（規則）」遵守の当然の要求、または逸脱者への必要な批判である。自分達は「中国人（帰国者）」に偏見をもっているのではなく、「ルール（規則）を守らない逸脱者」を批判しているにすぎない。しかも逸脱者に「中国人」が多く、その逸脱者の主張が中国の文化・生活習慣に裏打ちされている以上、「中国人」に厳しい注意を払ったとしても、それは単純に偏見や差別とはいえない。

しかし前述の如く、残留孤児の多くは、日本人住民や行政が規定した「ルール（規則）」自体に納得していない。それは恣意的で矛盾に満ち、「郷に入れば郷に従え」以外の根拠を欠く、押し付けがましい「ルール（支配）」でしかない。それに従わねば「中国人（帰国者）は公共心がない／まわりの迷惑を考えない」と決めつけられるのは、まさに二重の屈辱であり、差別である。

こうして日本と中国の文化差は、それぞれの公私の境界・正統性と結びつくことによって、容易に妥協できず、抜き差しならないトラブルへと深化していく。

なお日本で遭遇するこうした差別は、残留孤児に、とりわけ複

雑な憤りや寄る辺なき喪失感をもたらす。なぜなら残留孤児の多くは来日前、中国において「日本人」として差別されてきたからである³⁰。しかし来日後は一転して「中国人」として差別される。こうした体験は、単なるマージナルマンとも異なり、より複雑な精神的負荷を課す。残留孤児が主張する正統性は、しばしば中国の文化に根差すが、それにもかかわらず彼らは自らを「中国人」とみなす周囲の「日本人」の行為を差別と感じざるを得ない。また残留孤児は自らを「本物の日本人」だと主張しつつ、しかし自らを差別する相手をも「日本人」と呼ぶしかなく、むしろ「中国人」という立場から差別に異議申し立てをせざるを得ない。このような固有の複雑なアイデンティティについては、別稿で詳細に分析・考察する。ただし、日本で「中国人」とみなされてなされる差別が、残留孤児にとって極めて複雑な陰影と精神的負荷を与え、それだけに残留孤児が差別に敏感にならざるを得ないことは、ここで指摘しておかねばならない。

そしてこうした差別や対立は、自治会等に形式的に参加しても解消されない。「団地の回覧は一応回してくれるが、集会等には参加しにくい雰囲気がある」と語る孤児もいる。形式的な参加の強制が、残留孤児には逆に差別と受けとめられる場合もある。

*「この団地に入って2年目、私は言葉もわからないのに自治会の役員にされた。断ったが、皆、平等に輪番で役員をしなければならぬと責められた。いつも中国人扱いなのに、こういう時だけ、私は平等に日本人にされる。仕方なく役員をしたが、とても苦労した。会議での話も文書も分からないから、家で一生懸命に辞書を調べたり、子供に聞いたりした。しかし、ある家は男性一人だけで働いているから時間がないという理由で役員を免除されていた。なぜ私達には特別の配慮がないのか。自治会の役員がすむと2年間、児童会の役員にされた。これも大変だった。会議に行くと皆、『中国人、中国人』と背後で言い、私は会議で言っていることも全く分からず、すごく苦悩した。とても寂しかったし、いじめられている感じがした。日本人だと問題を起こしても大したことではないが、うちだと大騒ぎになると思った。普段から、私達帰国者に対して、近隣の目がとても厳しかったからだ」

第2項 孤独と退屈

差別以外にも人間関係に関わる悩みとして、「孤独」、「文化習慣の違いで困る」、「退屈」等を、多くの残留孤児があげている。人間関係に関する悩みに関及していない対象者は44名中、3名しかいない。日常の楽しみも、子供や孫、近隣の帰国者との交際を除けば、ほとんど個人で楽しめる趣味——中国語メディアとの接触、散歩等——に限られている。

孤独や退屈に陥りがちな理由は、言葉・文化の壁だけではない。前述の差別・偏見、経済的貧困や健康問題等によって外出・交流が阻まれることなど、複合的である。

*「日本語ができないため、簡単な買い物に出かける程度で、ほとんど家にいる。金もかかるから、遊びも行けない。日本での生活は孤独で寂しく、単調でつまらない。日本政府は、帰国者の交流の場を組織してほしい」

「足が痛いから、外出しない。日本ではうれしいことは一つもない。友達もなく、言葉も通じない。金もない。誰も付き合ってくれない。日本での生活習慣は中国と違いすぎ、地域にもとけこめず、日々孤独感が増し、絶望が募っている。やはり中国の方が楽しい。日本にいて毎日、退屈でつまらない。中国にいれば、友達と話し合ったり、マージャンもできる。日本では、何をしてもうれしくない」

「町に出かけても言葉が分からず、お金もない。だから社会とのつながりもなくなり、家に閉じこもりがちになってしまっている。娯楽もない。日本の生活は豊富多彩かもしれないが、私には無縁だ。生活に変化がなく、退屈でたまらない。おもしろいことは何一つない。外出もしだいにしなくなった。人の言葉が聞き取れないし、自分で何か言おうと思っても言えず、人に会うのがいやになってきた。今、出かけるのは、必要最低限の買物だけで、ほとんど家に閉じこもった状態だ。日本人の年寄りがゲートボールや旅行をしたり、集まって何かやっているのを見ると、私はとても寂しく、退屈だと感じる。日本政府は、孤児の皆を集めて、娯楽を組織してほしい」

ただしこうした中で、一部の残留孤児は、孤独が単に残留孤児・帰国者だけでなく、日本人高齢者全体に共通する問題だと感じている。近隣の独居の日本人高齢者と交流を図ろうとしている孤児もおり、彼らは孤独なのはむしろ日本人の高齢者ではないかと感じている。そして彼らはそこに日本の社会・文化の問題——特に日本的な公私の境界線——を見出している。

*「日本人は皆、隣人が互いの家を往来せず、他人と深く関わろうとせず、中国のような暖かさが無い。人との付き合いをあまりせず、明るくしゃべらない。中国のように、隣人と将棋を指したり、笑って冗談を言い合ったりする雰囲気もない。日本の特に高齢者の生活は、孤独でつまらない」

「中国人は皆、賑やかなのが好きだ。喋り声も大きい。日本人は静かすぎる。私は今、日本で言葉がわからず、寂しく感じているが、普通の日本人、特に高齢者も寂しく静かに暮らしているようだ。例えば私はギョウザを作ると、向かいに住むおばあさんに持って行ってあげるが、私はおばあさんの家に入れてもらったことがない。おばあさんも私の家に来たことはない。日本人は冷淡だ。中国人と違う。私達が帰国者だから孤独というより、日本人どうしても近所と暖かくコミュニケーションできていないように見える」

「日本人の人間関係は、中国と全然違う。同じ団地に住んでいても、互いの家に遊びにいったり、おしゃべりしたりしない。日本人は隣人でも付き合いがなく、本当に寂しい。日本には認知症の高齢者が多い。毎日、じっと引きこもってテレビだけ見ているからではないか。中国の高齢者は皆、隣人と往来しておしゃべりする。たまに隣人の日本人にギョウザを作って持って行ってあげる。隣人は子供もあまり来ないし、夫も亡くなり、寂しく暮らしている。でも私が持っていくと必ず、『ちょっと待ってください』と言って何かを返してくれる。『あなたに借りを作るつもりはないよ』という感じだ。

日本人は互いに迷惑をかけてはいけないという意識が強すぎ、水臭く、寂しい感じがする」

第3節 ボランティア・自立指導員・身元保証人との関係

残留孤児の交際相手、悩みの相談相手として、ボランティア・自立相談員・身元引受人、行政窓口等はほとんど機能していない。

もちろん調査時点、兵庫県にも残留孤児を援護するボランティア団体は存在し、国・県の援護事業を受託・実施していた。また厚労省の規定では自立指導員の配置は帰国後3年間とされているが、兵庫県ではその後も引き続き自立指導員を配置する措置をとっていた。残留孤児が兵庫県に定住する際に指定された身元引受人も、地元でいた。そして自立指導員等はしばしばボランティア団体の中心的リーダーでもあった。兵庫県の受入体制が他府県に比べ、特に劣っていたとは考えにくい。

しかしそれにもかかわらず、ボランティア・自立指導員・身元引受人、行政の窓口等は、残留孤児にとって交際相手・相談相手としてほとんど機能していなかったのである。

本稿の対象者とボランティアの間に日常的な交流が生み出されたのは、本調査実施(2004年)以降、国家賠償訴訟とその支援活動を通じてであった。国家賠償訴訟の支援ボランティアが、全く新たに残留孤児との関係を結んでいったのである。それ以前から厚労省の援護事業を受託してきたボランティア・自立指導員等は多くの場合——他地域と同様、兵庫県でも——、残留孤児の国家賠償訴訟に批判的、または消極的だった。訴訟は、自らが実践してきた援護に対する批判・異議申し立てだったからである。兵庫県でも、一部の有力な自立指導員・ボランティアは、国家賠償訴訟に参加しないよう残留孤児に圧力をかけた。日本政府の援護活動を批判して国家賠償訴訟の原告となった残留孤児を「恩知らず」と非難する自立指導員も一部にいた。この過程で、旧来の自立指導員・ボランティアと大多数の残留孤児のもとと希薄だった信頼関係は、最終的に消滅していった。

もちろんすべての自立指導員・ボランティアが、残留孤児の信頼を失ったわけではない。兵庫県でもごく一部ではあるが、残留孤児から高い評価を受けるボランティア・自立指導員がいる。彼らは長年にわたり、残留孤児の立場に立って親身に生活相談にのり、それだけに残留孤児の苦難を熟知し、国家賠償訴訟にも一定の理解を示した。

*「所沢センターで指定された身元引受人・自立指導員は今、70歳位で、とてもいい人だ。少し中国語ができ、今も中国語を熱心に習っている。私がつき合っている日本人は、この人だけだ。今は身元引受の必要はないが、それでも年に2回、お中元・お歳暮を送っている。もし何かあってお願いしたら、彼は必ず助けてくれるに違いない」

「私の自立指導員は、いい人だ。中国語がすごくうまく、通訳が要らない。私達は帰国直後、分からないことが多く、何でも訊ねた。彼はどんなことでも手伝ってくれた。必ず私達の家を訪ね、話をきちんと聞いてから解決してくれた」

「身元保証人は親戚(甥)で、来日後約30年間、病院に連れて行ってくれたり、ずっと面倒をみてくれている。この恩

は一生涯忘れない。今もギョウザなど作ったら、彼の家に持って行く。何か困ることがあれば、彼に相談に行く」

ただし、このように自立指導員等を肯定的に評価する残留孤児は44名中、わずか6名しかいない。逆に自立指導員等が「役に立たなかった」、さらに「悪影響・問題があった」と否定的に評価する孤児は26名で、全体の過半数を占める³¹⁾。残る12名は、自立指導員等が「もともといなかった」、「いるのかどうか、わからない」、または「来日直後にはいたが、ここ十数年間はずっと連絡がない」等と述べている。

否定的評価には、主に3つの要素が重なっている。

一つは、「中国語ができない」、「高齢すぎる」等、自立指導員としての能力の問題である。

*「自立指導員は80歳で、私達が相談できる状態ではない。年に何回か、私達のことを調べにきていたが、私の方が指導員を支えて歩かねばならない。中国語もわからない。実際、私の知っているほとんどの指導員は、中国語ができない。自分では、戦争の時に中国にいたから中国語がわかると言っているが、ちょっと複雑な話になると何もわかっていない。中国語がわからないのに、どうやって私達を指導するのか」

「自立指導員や身元引受人というのは形だけで、実際には何もしてくれない。何年も会っていないし、面倒をみてもらったこともない。指導員は高齢だし、中国語ができないから、ほとんど連絡はない。ずっと以前に連絡したことがあるが、言葉が通じず、こちらの言うことを勝手な思い込みで曲解するばかりで、却って問題をこじらせ、何も解決できなかった」

二つ目に、残留孤児に対して強圧的・管理主義的な姿勢で臨む自立指導員も多かった。そこには前述した生活保護制度の問題に加え、自立指導員自身の歴史認識の欠如、中国蔑視、そしてナショナリズムと結びついたパターンナリズムが濃厚にみられる³²⁾。自分の意のままにならない残留孤児の戸籍・日本国籍を、本人に無断で抹消した自立指導員もいた。

*「私の自立指導員は、元日本軍の憲兵で、中国に派遣されていた。彼の頭の中は、今も憲兵当時のままだ。残留孤児に対して全然、思いやりがない。まじめで優れているのは日本人、ずくて劣った怠け者は中国人と思いついでいる。彼は長年、残留孤児の面倒をみてきたとして、日本政府に表彰されたそう。兵庫県の役人も、彼にとっても気を使っている。でも、実際はとんでもない。彼は、私達残留孤児に全く友好的でなく、非常に酷く接してきた。日本政府は、なぜこんなひどい人を自立指導員に指定するのか。彼に苦しめられてきた残留孤児が、いかに多いことか。彼に相談したら、逆に厄介なことになってしまう。だから、彼には何も言わない。言葉もわからないのに、自立しろとばかり言われ、いやな思いをさせられただけだ。彼に接した残留孤児は皆、同じ思いだ。彼に相談など絶対しない。相談しないから、彼は自分のおかげで残留孤児には何も問題がないと思いついでいるだろう」

「身元引受人も自立指導員も問題が多く、何も相談できな

った。こちらの話は、最初から聞く気がなく、『日本人なら、もっと理屈がわかる。早くまともになれ』と私達を罵るだけだ。自立指導員が残留孤児をあまり見下すので喧嘩になり、私は『もし私がずっと日本にいたら、今、私があんたを管理しているかも知れない』と言ってやった。指導員は、『本当に手を焼かせる人だな』と言った。私はあの指導員が嫌いで、もう要らないと思った。何も助けてくれず、ただプレッシャーをかけるだけだ。ここ数年、一度も会っていない」

「身元保証人や自立指導員の催促で、確かに一部の帰国者は自立した。しかし、自立した帰国者がどんなにつらい目にあつたか、日本政府は把握しているのか。私は通勤途中、交通事故にあい、膝をケガした。その膝がまだ直っていないのに、自立指導員に無理やり働けと催促された。私は無理に仕事に出たが、まわりの帰国者に『そんな話は聞かなければいい。足が悪化しても、指導員は責任をとってくれない』と言われた。指導員は、私達帰国者に同情しなければならぬはずだ。日本政府はなぜこんな人を指導員にするのか。私が自分で小売店を開きたいというと、自立指導員に、『誰でも商売できるなら、誰がまじめに働くのか』と馬鹿にされた。自立指導員や身元引受人は元々、蛇足だ。何の役にもたっていない」

「夫は頭痛がすると訴えたが、自立指導員は『働け』としてこく責め立てた。指導員は、私達が病氣と偽って仕事をしたくないのだと最初から疑っていた。彼は、『日本人は重病でない限り、軽い仕事はする』と言った。夫は指導員に責められ、やむなくあちらで1日、こちらで1日と働いたが、やはり続けられなかった。夫が仕事をやめる度、自立指導員はすごく怒った。その後まもなく、夫は脳梗塞で倒れ、入院した」

「ある残留孤児は、まだ日本に帰国せず、中国にいた。彼女は軍関係の工場に勤めていることもあり、帰国できるのを知らなかった。そのことを私の自立指導員に話すと、彼は『そんなことも知らないとは、頭が悪い証だ。そんな馬鹿は日本に帰らなくていい』と言った。彼は、戦争中、中国にいた元日本軍人で、今も、頭がいいのは日本人、頭が悪くて物事がわかっていないのは中国人と考えており、いつも私達にそう言っていた。私は怒って、『あなたが頭が悪いといっている人達は、あなたたちが中国に行き、戦争に負けて残してきた人々だ。二度とそんなことを言うな』と言ってやった。指導員は、本当にひどすぎる。私は普段は人に逆らう人間ではないが、あの指導員に対しては、自分の意見を率直に言わねばならないと思った」

「自立指導員は、私の戸籍・日本国籍を勝手に抹消した。私の子供はずっと中国籍のままだったが、自立指導員はこれが気に入らなかつた。彼は、『子供が日本に帰化しなければ、お前の日本国籍も消す』と脅した。私は『そんなことができるはずがない。私の日本国籍は確定されたものだし、子供の国籍は子供が自分で決めるべきことだ』と反論した。その時、まさか彼が本当に私の日本国籍を消すとは思わなかつた。でも1カ月後、私の戸籍と住民票は本当に抹消された。日本国籍も喪失した。自立指導員が勝手に、手続きしたのだ。私は

役所の戸籍課と法務局に抗議した。戸籍課と法務局の人は、私に謝罪した。事情を確認すると、自立指導員が身元引受人に、『彼が日本国籍を放棄すると言っている。だから除籍手続きをする』と報告していた。身元引受人は中国語ができないため、私に確認も報告もしなかった。それで私の戸籍・日本国籍は抹消されたのだ。私は日本国籍を取り戻すには、帰化するしかないと言われた。なぜ国籍を勝手に消された私が、外国人として帰化しなければならないのか。帰化ではなく、国籍抹消が誤りだったと認め、国籍を復活させるべきだ。しかし役所は、口では自分達の間違いを認めて謝るが、いったん手続きした以上、国籍は復活できないと言った。私はやむなく帰化を申請するしかなかった。新しく作った戸籍には、最初の養父が勝手につけた中国名、ダタラメの出生地、私が中国籍に入ったというダタラメの年月日などが記載されていた。あまりのことに私は役所で抗議している最中、気を失って倒れた。私はこの問題で、自立指導員を裁判に訴えようと思った。でも当時の日本語教室の責任者などボランティアの人が、『裁判をすれば、いろいろ悪影響が出る。裁判を思い止まれば、我々があなたを仕事面で特別に手厚く援助・応援する』と説得した。私は悩みに悩んだが、裁判を思い止まった。しかしこのことを思い出すと、今も頭が爆発しそうになる。いったい自立指導員は、帰国者を支援するためにあるのか、帰国者をいじめるためにあるのか。自立指導員を今も絶対に許せない」

そして三つ目に、自立指導員等は、あくまで日本政府の援護政策の一環しかない。残留孤児の多くは、そもそも日本政府の政策自体に不満・批判をもっているが、これは自立指導員に訴えても解決しない。そこで「実際の問題解決に役立たない」のである。

*「自立指導員も身元保証人も、全然役に立たない。彼らは役所や政府の言い分を、私達に一方的に伝えるだけだ。何でも政府の政策に基づいて対処するから、こちらが国の政策への不満や要望を言っても、全く聞く耳をもたない。私達の意見や要望を政府や役所に伝えることは、全くしてくれない。だから相談する価値がない」

「自立指導員は、私達の状況をすべて県に報告していた。まるでスパイのように私達の生活を監視するだけで、何の役にも立たない。とにかく早く就職しろと催促するばかりだ。私達の悩みや問題を役所に伝え、解決しようという態度はなく、ただ一方的に役所のいうことを聞けという感じだった」

なお自立指導員・身元引受人以外の行政の相談窓口も存在せず、残留孤児はこれにも大きな不満を感じていた。

*「生活相談所がない。市役所に行っても、職員は中国語ができないから、説明も分からない。結局、私達は阿呆のように戻ってくるしかない。日本語と中国語ができる人を1～2人でいいから配置して、相談ののってほしい。何かあれば、すぐそこに聞きに行ったり、電話で聞いたりできる場所を設置してほしい。例えば今日、病院に行きたいが、医者にどう言

えばいいのか。交通事故や喧嘩、いじめにあった時、どうすればいいのか。家族が亡くなったら、日本ではどんな葬式をして、どんな服を着るのか、中国式の葬式をしてもいいのか。私の妻は足が痛く、階段を上がるのが大変だが、下の階に変えてもらう手続きはどうすればいいのか。そんなことが何でも相談できる場所があれば、頼りになり、安心できる」

「日本政府は私達の帰国後、全く世話をしてくれない。帰国者を帰国させれば、それで終わりではないはずだ。それは帰国者にとって始まりにすぎない。日本人のように生活をして、仕事をして、日本の土地に根ざして暮らすのは、これからだ。私達はゼロから始まったので、日本政府は、知らぬ顔をしてはいけない。時々、私達と連絡を取り、帰国者の状況を把握しなければならない」

終章 孤独と差別を越えて

以上、日本に永住帰国した中国残留孤児が織り成す社会諸関係、およびその問題点を分析してきた。簡単に総括しよう。

第1に、残留孤児の家族は日本への帰国後、子育て、子供の就学・就職・結婚、差別・いじめ、そして一部での家族解体等、数々の問題に直面してきた。現在は高齢者の夫婦世帯が多く、近隣に住む子供、および数名の帰国者仲間が生活を支えている。その他の日本人との関係は極めて希薄であり、基本的には家族単位で孤立しているといわざるを得ない。そして高齢化に伴う家族介護、またこれまで孤児の生活を支えてきた子供一家との交流も、しだいに困難な状況に陥りつつある。こうした社会関係を生み出した一つの大きな要因が日本政府の政策——帰国の遅延、居住地の指定、不十分な日本語教育・就労支援、子供に対する帰国制限・自立支援の欠如等——にあったことは否定しえない。また今後、介護支援、および家族内部の関係を再構築するための二世・三世への就労・語学習得（日本語と中国語の双方）の支援が、残留孤児の生活の再生産にとって必要不可欠であると思われる。

第2に、残留孤児の家族は、今も中国と感情面を含む強い紐帯を有している。中国に親戚がおり、子供一家を含む家族に中国籍者も多い。命を救ってくれた養父母を含め、中国の親戚の中には、深刻な医療・雇用問題に悩む人々が多く、残留孤児は心を痛めている。しかし墓参・親戚訪問等での訪中は、実質的に厳しく制限されている。電話等での交流や経済的援助・送金も思うようにできない。それらは主に、残留孤児の生活支援が、生活保護制度によってなされているためである。残留孤児は、こうした日本政府の対応を批判し、自らの特殊な事情に十分に配慮した日中の往来・交流が可能な生活支援を求めている。

第3に、ボランティア、自立指導員、親族、行政窓口、一般住民等は、残留孤児が直面する問題の解決にとって、十分な役割を果たしていない。特に自立指導員には、残留孤児の自己責任を強調する強圧的・管理主義的な姿勢、歴史認識の欠如・中国蔑視、ナショナリズムと結びついたパターナリズム等が濃厚に見られ、残留孤児の現実生活を一層悪化・混乱させている場合も少なくない。もとよりこれは自立指導員個々人の資質の問題にはとどまらない。何より、政府の責任を明確にせず、残留孤児の個人的な努

力に依拠して日本社会への一方的な同化・適応を図ろうとする援護政策の理念をそのまま反映した問題にほかならない。

第4に、残留孤児が日本で直面する差別・孤立・疎外は、単なる言葉・文化の壁やそれに根差す偏見だけではない。まず公共機関で顕著にみられる一方での特殊事情への配慮の欠如、他方での特別扱いがある。この基底にもまた、前述の日本政府の援護政策を貫く理念——生活保護制度の適用等——がある。さらに市民社会においても、日中の文化差が公私の境界線・正統性をめぐる障地戦——「ルール（規則＝支配）」をめぐる民族対立——がみられる。さらに残留孤児の来日後の離婚・再婚、子供の就職・結婚等には、ジェンダー構造も見て取れる。これらは単なる言語習得・異文化理解で克服できる問題ではない。近代国民国家・市民社会そのものに起因する差別・排除・疎外である。

そして第5に、残留孤児は日本の国民国家・市民社会に対し、批判的なまなざしを培っている。日本社会で孤立しているのは、言葉や文化の壁に悩む残留孤児・帰国者だけではない。日本で自明視されている公私の境界線は、マジョリティである日本人自身の家族・親戚・近隣を冷淡で疎外された人間関係にしている。一部の孤児は、近隣の日本人に積極的に関与し、日中の文化差を越えた人間としての普遍性（「言葉は通じなくても心は通じる」）に根差す関係を構築しつつある。残留孤児は新たな日本社会の一員として、既存の日本社会のありように一石を投じている。

補注

- 1) 菅原幸助 (1989) 『「日本人になれない」中国孤児』洋泉社、朝倉美香 (2000) 「岐阜県における自立指導員の役割と活動」蘭信三編『中国帰国者の生活世界』行路社、箕口雅博 (1998) 「中国帰国者へのコミュニティ心理学的接近」『現代のエスプリ』12月。
- 2) 蘭信三 (2006) 「地域社会のなかの中国帰国者」『アジア遊学』勉誠出版。蘭信三・高野和良 (2009) 「地域社会のなかの中国帰国者」蘭信三編『中国残留日本人という体験』勉誠出版、飯田俊郎 (1996) 「都市社会におけるエスニシティ」駒井洋編『日本のエスニック社会』明石書店も参照。
- 3) 南誠 (2010) 「アイデンティティのパフォーマンスヴィティに関する研究」『ソシオロジ』55-1。
- 4) 大坊郁夫・中川泰彬 (1993) 「中国残留孤児家族の社会適応過程の心理学的検討」『心理学評論』36-3。鄭暎恵 (1988) 「ある『中国帰国者における家族』」『解放社会学研究』2も参照。
- 5) 浅野慎一 (2005) 『人間の自然と社会環境』大学教育出版 173~178頁、同 (2007) 『増補版 日本で学ぶアジア系外国人』大学教育出版 31~34頁等。
- 6) 本稿の分析には、科研基盤研究(C)「中国残留日本人・日系人の越境的社会圏の構築」(研究代表者・浅野慎一)、日本経済研究奨励財団奨励金「中国残留日本人・日系人の生活と越境的社会・経済圏の構築」の助成を受けた。
- 7) 『兵庫弁護団 訴状』45~48頁、『神戸地裁判決(被告の主張の要旨)』2頁。
- 8) 蘭 (2006) 「前掲」104・107頁、蘭・高野 (2009) 「前掲」

328・332頁。

- 9) 箕口 (1998) 「前掲」175~176頁。
- 10) 蘭 (2006) 「前掲」111頁。
- 11) 佟岩・浅野慎一 (2010) 「祖国と越境」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』3-2、143頁。
- 12) 佟・浅野 (2010) 「前掲」144頁。
- 13) 大半の残留孤児の配偶者は、孤児とともに国費で来日した。しかしごく一部、来日が遅れた配偶者もいる。その場合、子供と同様、身元保証人の確保が大変だった。
- 14) 佟・浅野 (2010) 「前掲」151頁。
- 15) 佟・浅野 (2010) 「前掲」140頁、浅野慎一・佟岩 (2010) 「本是同根生 相煎何太急」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』4-1、221-222頁。
- 16) ある孤児は、「嫁の妹にも、日本にいる残留孤児の息子を紹介して結婚させた。嫁一人では日本で寂しいからだ」と述べる。
- 17) ある孤児は、「息子達は日本語が片言しかできず、孫の教育もできない。孫は日本語を話すが、子供はそれが理解できず、宿題もみてやれず、困っている」と語る。
- 18) 浅野・佟 (2010) 「前掲」225-226頁。
- 19) 家族以外の社会関係の概要については、趙萍・町田玲子 (2000) 「中国帰国者の住生活」蘭信三編『前掲書』行路社。
- 20) ある孤児は、「私は中国のいところを、日本の実兄の再婚相手として紹介した。2人とも連れ合いをなくしたからだ」と語る。
- 21) 浅野・佟 (2010) 「前掲」。
- 22) 佟・浅野 (2010) 「前掲」136~37頁、浅野・佟 (2010) 「前掲」212頁。
- 23) 養父母の生活実態については、浅野・佟 (2006) 『異国の父母』岩波書店。ごく一部だが、中国の年金を養父母の生活費に充てている孤児もいる。
- 24) 残留孤児援護基金による訪中費用援助を受けたのは44名中、1名だけである。
- 25) ある孤児は、「裁判(国家賠償訴訟)を起こした最大の理由は、訪中すると生活保護を止められることだ。これが解決されれば、裁判は勝ったと同じだとさえ思っている」と語る。
- 26) 生活保護制度とは異なる独自の生活支援・年金制度を求めていることについては、浅野・佟 (2010) 「前掲」226頁。
- 27) 浅野・佟 (2010) 「前掲」218-219頁。
- 28) 浅野・佟 (2010) 「前掲」223頁。
- 29) 浅野慎一 (1993) 『世界変動と出稼・移民労働の社会理論』大学教育出版、84~85頁。
- 30) 佟・浅野 (2009) 「ポスト・コロニアルの中国における残留日本人孤児」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』2-2、168~174頁。
- 31) 浅野・佟 (2010) 「前掲」221-222頁も参照。
- 32) ある孤児は、「身元保証人・自立指導員の対応には男女差別がある。うちは息子しかいないから、誰も来ない。でも娘を持つ帰国者の家なら、よく手伝いに来る。保証人、指導員はほとんど男性だからね」と語る。